

1. 議事日程（令和8年第1回北広島町議会定例会）

令和8年3月18日
午前10時開議
於 議 場

日程第1 議案の訂正について
日程第2 一般質問

一般質問

《参考》

佐々木 正 之	災害に強いまちづくりと防災について
沼 田 真 路	地域の防災及び減災にどう取り組むのか
亀 岡 純 一	ごみ処理施設の今後の方針を問う
中 村 忍	北広島町の不登校支援を問う
伊 藤 立 真	学校部活動の地域展開の進捗を問う

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 亀 岡 純 一	2 番 宮 本 裕 之	3 番 坂 本 伸 次
4 番 石 坪 隆 雄	5 番 佐々木 正 之	6 番 伊 藤 淳
7 番 中 村 忍	8 番 沼 田 真 路	9 番 伊 藤 立 真
10 番 泉 田 暁 彦	11 番 敷 本 弘 美	12 番 湊 俊 文

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 箕 野 博 司	副 町 長 畑 田 正 法	教 育 長 増 田 隆
芸北支所長 村 竹 明 治	大朝支所長 矢 部 芳 彦	豊平支所長 熊 谷 忠 明
危機管理課長 川 手 秀 則	総 務 課 長 中 川 克 也	財政政策課長 国 吉 孝 治
管 財 課 長 高 下 雅 史	まちづくり推進課長 小 椿 治 之	税 務 課 長 植 田 優 香
町民保健課長 迫 井 一 深	福 祉 課 長 細 居 治	こども家庭課長 芥 川 智 成
環境生活課長 出 廣 美 穂	農 林 課 長 宮 地 弥 樹	商工観光課長 大 本 賢一郎
建 設 課 長 藤 井 尚 志	消 防 長 笠 道 宏 和	教 育 課 長 植 田 伸 二
教育調整監 関 本 美由紀	会計管理者 大 畑 紹 子	

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三 宅 克 江 議会事務局長補佐 田 邊 五 月

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～

午 前 10時 00分 開 議

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～

○議長（湊俊文） おはようございます。質問並びに答弁を行う際はマイクを立ててからはっきりと発言してください。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめ配付したとおりです。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～

日程第1 議案の訂正について

○議長（湊俊文） 日程第1、議案の訂正についてを議題とします。訂正理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは議案の訂正について説明します。令和7年度予算書、令和7年度一般会計予算補正第7号、3ページをお願いします。令和8年3月9日開催の令和8年第1回北広島町議会定例会に提案した議案第23号、令和7年度北広島町一般会計補正予算第7号におきまして、内容に一部誤りがありましたので、議案の訂正を申し出るものです。内容につきましては、予算書8ページをお願いします。第2表、繰越明許費補正、1、追加の表に13款諸支出金、1項公営企業費、事業名、水道事業、金額5億4353万6000円を加え、合計金額の1億7764万1000円を7億2117万7000円に訂正をお願いするものです。議案の提案に当たりましては、今後十分な精査を行い、このようなことのないよう再発防止に努めてまいります。訂正につきまして、よろしく願いをいたします。

○議長（湊俊文） これをもって訂正理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。お諮りします。ただいまの説明のとおり訂正を許可することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、議案の訂正については、これを許可することに決定しました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～

日程第2 一般質問

○議長（湊俊文） 日程第2、一般質問を行います。質問時間は30分以内とします。また、質問及び答弁においては、簡潔に行っていただくようお願いしておきます。質問の通告を受けておりますので、登壇して、マイクを正面に向けて一般質問を行ってください。5番、佐々木議員

の発言を許します。

- 5番（佐々木正之） 5番、佐々木正之です。質問事項、災害に強いまちづくりと防災について、今回はお聞きをします。昨年12月の一般質問では、自主防災組織、避難行動要支援制度について質問をいたしました。今回は、高齢者の防災力強化への取組、女性の視点を取り入れた防災、参画支援の対策と現状と課題を質問いたします。まず最初に、地域で共に助け合う安全・安心のまちづくりの基本的な方向性は災害や緊急時に地域社会の実現、安全な暮らしが確保できているかどうか。高齢化が進む中、地震、台風、大雨などに対する高齢者の防災力の強化が急務となっています。高齢者にとっては、体力的に不安、一人暮らしで頼れる人がいないなどの多くの声が聞かれています。自然災害がいつ起きるか分からない地域で、防災意識と災害時の行動についてをお聞きします。最初に、ふだんの生活で心がけたい防災意識についてはどのようなことがあるかお聞きします。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

- 危機管理課長（川手秀則） 防災は一人一人の意識から始まるものですが、生活環境や家族構成によって多少異なる要素があると考えます。いずれにも共通して言えることは、事前の備えをした上で、災害時に迅速な情報収集や適切な判断に基づく避難行動が求められることです。また、いざというときに頼れる関係づくりも重要です。これらの取組を通じて一人一人がより安全な生活を送ることが可能になると考えています。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

- 5番（佐々木正之） 次に3つの質問をしますが、まず、一人暮らしの場合はどういうことが考えられますでしょうか、お聞きします。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

- 危機管理課長（川手秀則） 一人暮らしの場合、情報の入手をはじめとする避難するのかわからないのか、その判断も基本一人で行うことになります。自宅の危険性や避難経路をあらかじめ確認しておくこと、周囲の異変を早目に察知することが重要です。非常時の備えとして、食料や水、常備薬、応急手当キットなどを日常生活の延長で用意しておくことなどが基本となります。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

- 5番（佐々木正之） 災害時に助けを呼ぶ相手がいないのが最大のリスクのことだろうと思います。ふだんから周囲とのつながりが必要と考えることが言われるのではないかと思います。次に、家族の同居の場合はどのようなことが考えられますでしょうか。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

- 危機管理課長（川手秀則） 同居家族がいる場合は、自らや家族の取るべき行動について、いつ誰が何をするのか。避難を開始するのはいつのタイミングかなどをあらかじめ決めておいて、時系列に整理しておくマイタイムラインの活用が有効と考えます。避難経路や避難場所、連絡手段を共有し、特に子どもや高齢者の安全確保に配慮することが大切だと考えます。備蓄という概念を見直して、ふだんから少し多めに購入し、古いものから順番に消費しながら定期的に新しいものを補充するローリングストックを有効に活用いただきたいと思います。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

- 5番（佐々木正之） 一人きりではないので安心感はあると思いますが、いざというときの、先ほどお答えになりましたマイタイムラインの活用、それから女性と子どもの対応の備蓄品の確保、一番大切なものは何と何かが答えられれば具体的にお示しください。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） それぞれのご家庭で家族構成などによって多少異なるとは思いますが、水、食料、それから電気とか下水道が途絶えたときに、まず一番肝腎なのがトイレだと思いますので、トイレを我慢することによって水や食料を摂取しないということになってはいけませんので、下水道が使えないときに携帯トイレなどがあるとよろしいかと思います。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 次に行きます。高齢者本人が要介護の場合はどのような対策が求められているのでしょうか。お聞きします。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 高齢者が要介護の場合は、ケアマネジャーさん、それから支援事業者と防災・避難についての計画を立てて、近隣や地域と連携し、日常から支援体制を整えておくことで、いざというときの迅速な避難の助けにつながるものと考えます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） り災したときの行動、避難行動要支援名簿があると思いますが、避難先での対応はどのようになっているのでしょうか。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 要配慮者への個別避難計画ですけれども、必ずしも避難所を目指すのではなく、家の中で安全な場所があれば、そこにとどまるということも考えられます。ただ、周りの危険が押し寄せてきたときには、やはり安全な避難場所への避難が大切ですので、町が設ける避難所、もしくは安全な友人宅や適切な場所への避難が大切だと考えます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 次に災害が起こったときの在宅避難のメリット、またデメリットは何が考えられるのでしょうか。在宅避難をするときにはどのようなものが必要かをお答えください。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） まず、在宅避難は自宅の安全性が確保されていることが前提となる避難の形態であることを申し上げまして、メリットとデメリットについて回答いたします。災害時の在宅避難のメリットとしては、自宅という住み慣れた環境で過ごせるため、精神的な負担が軽いということです。また、貴重品の管理が容易な上、避難所の過密を防ぐことにも貢献します。一方で、デメリットとしては万が一の二次災害や孤立の可能性も生じることが上げられます。場合によっては、災害時に必要な情報や物資を得ることが難しくなる場合も想定されます。在宅避難に必要なものは、飲料水、生活用水、非常食、簡易トイレ、懐中電灯やカセットコンロ、非常用バッテリー、救急・衛生・防寒用品、小銭や携帯ラジオなど各種上げられると思います。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） メリットとしては、感染症や騒音、プライバシーの問題を避けられる。それから介護の常備薬の環境が整っているなどを言っていただきました。デメリットとしては、あまり言いたくはないんですが、建物の安全確認やライフラインが途絶えたときに準備が必要で、日頃の確認が必要なのではないかと思いますが、行政としてはどのようなこと考えられますか。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

- 危機管理課長（川手秀則） ふだんから自宅の安全点検を行うことも重要ですが、いざというときに大雨とか、揺れの多い地震のときなどは、やはり自宅の周りを見て、この自宅にとどまっておくのが安全なのかどうかというところを適切に判断をしていただきたいと思います。それから避難所に行くまでの避難経路においても、やはり危険な場所は多数存在すると思いますので、安全な場所に行くルートの一つではなく、二つ三つ確認しておくことも大事だと思っています。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） 次の質問に行きます。近年注目されている車中泊避難がありますが、これの車中泊のメリット、デメリットは何か、お答えください。
- 議長（湊俊文） 危機管理課長。
- 危機管理課長（川手秀則） 車中泊避難は安全な環境と周辺の設備が確保された上で、避難所に入ることが難しい場合などに選択される一時的な避難手段であって、長期間の滞在を前提したものではないと考えます。その点を踏まえた上でメリットとデメリットを申し上げます。まず、車中泊の最大の利点は、避難所が混雑する場合やアレルギーや感染症の懸念がある方にとって安心して避難できる空間を保つことができる点だと考えます。また、車両内はある程度の自由やプライバシーの確保ができ、貴重品などの管理がしやすいという利点があります。一方、デメリットとしては限られた狭い空間での滞在です。数日以上継続は心身への負担が大きく、必要な生活用品や食料の確保も難しくなる場合もあると考えます。また車中泊は、適切な換気や温度管理が欠かせないですし、長時間同じ姿勢で足を動かさないことによって起きるエコノミークラス症候群といった重大な健康リスクが伴う可能性も指摘されています。このように車中泊避難は利点と課題を持ち合わせており、適切な判断や対応力が求められると考えます。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） 最近キャンピングカーとか、そんなに多くはないんですが、車中泊避難をされている方が多々あります。その中で、グッズが何が必要かというのを教えてください。
- 議長（湊俊文） 危機管理課長。
- 危機管理課長（川手秀則） 車中泊避難ですけれども、先ほど申し上げましたように、周辺に設備が整っている場所だけに車中泊できる場所とは限りませんので、近くにトイレがある場所で車中泊ができればよいですけれども、そういった場所ではないところであれば、どうしても簡易トイレ、それから用を足した後の臭いが発散、衛生的な始末ができるような密閉できるようなビニール袋などなどが必要だと考えます。それから暑さ寒さ対策も必要だと思いますので、日光を遮るような遮光カーテンであったりサンシェード、それから暖が取れるようなアルミシート、寝袋、毛布なども必要になってくると考えます。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） 最近、家族同然のペットと一緒に避難できる同行避難が多くの自治体で認められていますが、本町はどのようになっているか。また、ペットのための防災グッズはどのようなことになっているか、お聞かせください。
- 議長（湊俊文） 危機管理課長。
- 危機管理課長（川手秀則） ペットの受入れ可能な避難所として、本町でも各地域に同行避難できる施設を1か所ずつ設けております。ただし、避難所開設と同時にスペースを確保するもの

ではありませんし、災害の種類や規模によっては、場所の確保が困難になる場合も考えられます。場合によっては車中泊や安全な場所にお住まいの親戚や知人へ預けるなど、災害からペットの命を守ることも飼い主の責任として大切なことだと考えています。なお、ペットのための防災グッズは町では備えていませんので、ケージや餌、水などは飼い主の責任において準備していただくことになります。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） ペットのための防災グッズは各個人が持参するということになっていると思います。次に、ペットとの避難生活が難しい場合、自宅での在宅避難も選択肢の一つであると思いますが、その場合の対策はどのようなになっているか、お聞きします。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 人の在宅避難と大きく変わらず、安全であることを前提とした選択肢であるというふうに考えます。餌や水、医薬品等の事前の準備を怠らず、ペットも飼い主もできる限りふだんどおりの生活が送れるような環境構築が求められると思います。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 次に参ります。災害が起きたときに避難する避難所は誰でも利用できますが、高齢者、障害者、妊婦などの要支援者の二次避難、福祉避難所の開設は可能かどうか。また、地域包括センターとの連携はどのようなになっているか、お聞かせください。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 町では現在特別養護老人ホームなど6つの施設と福祉避難所協定を結んでいます。福祉避難所は、発災直後に自動的に開設されるものではなく、まずは指定避難所等で受入れを行い、その中で支援が必要な方を把握した上で、状況確認や受入れ体制の調整を経て開設を要請し、適切な福祉避難所へ移送する流れとなります。その間、町が開設する指定避難所においては、要配慮者のための個室を準備したり、避難所内に専用スペースを設けるなど対応します。地域包括支援センターとは、高齢者の状況確認や介護サービス事業所との連絡・調整などの面で連携する体制となっています。要配慮者については、保健師が心身の健康状態を把握して適切に対応してまいります。配慮を要する方のうち医療的ケアが必要で福祉避難所では対応が困難な場合は医療施設への移送を考えることになります。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 最近備蓄品の数の見直しが広島県でも検討されていると報道がされました。具体的にはどのようなことかお聞きしたいのですが、県は発生2日目の食料と生活必需品を1日分を備蓄する。初日は市町が対応するというふうなことが書いてありました。それで、例として、簡易トイレ、便収納袋、凝固剤です。それから乳児用の粉ミルク等々、我が町の備蓄品は何があるか、また何が不足しているかお聞きをします。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 今回の県の見直し案では、哺乳瓶や調理器具、冷暖房器具、防犯ブザーなどが追加されるようです。災害関連死を防ぐために、また配慮が必要な方たちへの対応のための品目を強化されるというふうに聞いております。見直しが実施されましたら、必要に応じてそれらを参考に町の備蓄方針を改定してまいりたいと考えています。不足しているものとして、先ほど言われましたように哺乳瓶とか粉ミルクなどは、現在町のほうでは準備しておりません。そういったところを検討してまいりたいと考えています。

- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） もう一つ。TKBの対策はどのようになっておりますでしょうか。TKBはトイレトペーパー、それからKは調理器具、それからBはベッド関係ですが、どのような対応になってるでしょうか。
- 議長（湊俊文） 危機管理課長。
- 危機管理課長（川手秀則） トイレ、キッチン、ベッドを略してTKBというふうに言われておりますけれども、トイレ環境については、先ほど申し上げましたような簡易トイレ、それからラップポンという便を圧縮、密閉して衛生的に始末できる、そういった組立て式の簡易トイレ。それから令和6年度の国の事業で交付金で整備しました自走式の小型トイレカーを整備しております。それからキッチンにつきましては、これも同じく交付金で整備した炊き出しセットを用意しております。それからベッドにつきましてはダンボールベッド、それから簡易ベッド、エアーマット等々準備しております。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） 次に自主防災組織について少しお伺いします。前回も聞いたことがあるんですが、もう一度再確認のためにお聞きをいたします。最初に、住民、自主防災組織、幼少年女性防火クラブ員の合計人数は平成2年度は1万935人でした。令和8年度の目標数値は幾らかをお聞きしたいと思います。
- 議長（湊俊文） 危機管理課長。
- 危機管理課長（川手秀則） 令和4年度から8年度までの計画期間内で、延べ2万5000人の目標を掲げています。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） 目標数値が上がってことは大変ありがたいことだと思いますが、それがなかなか実行できるかというのは今後の動向次第だと思います。次に、自主防災組織は現在65組織、1連合体が組織されていると聞いておりますが、防災リーダーは何名いらっしゃいますか。分かれば4地域ごとに言ってください。また、活動はどのようなことになっているかをお聞きします。
- 議長（湊俊文） 危機管理課長。
- 危機管理課長（川手秀則） 旧町ごとに芸北14人、大朝25人、千代田122人、豊平50人、町外が1人で、合わせて212人となっています。自主防災組織の活動につきましては、地域の実情に応じて、防災訓練、避難訓練の実施、防災資機材の点検管理、地域の危険箇所や災害時要配慮者の把握、防災講習会など行われています。その活動の中で、地域防災リーダーは中心的な存在として活躍されているものとして認識しております。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） 確実な避難に向けて地域で取り組むことは何があるか、これをお聞かせください。
- 議長（湊俊文） 危機管理課長。
- 危機管理課長（川手秀則） やはりふだんからの地域でのつながりが大切だと思います。顔も名前も分からないようでは避難の呼びかけをすることもできませんし、やはり地域で顔を知っていただくというようなつながりづくりが大事だと思っております。それから先ほど申し上げましたようにマイタイムラインという、紙ベースでもできますし、最近ですと、スマートフォン

のアプリなどでも簡単にそのマイタイムラインが作成できるツールがございますので、そういったところをデジタルツールを使って、より安全な避難行動に結びつけていただきたいと考えます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 地域で取り組むこと、4つ、5つぐらいあるんですけども、先ほど言われましたマイタイムラインの活用、避難訓練の実施、それから避難呼びかけの体制づくり、それから今役割分担の再認識、地域の危険箇所の確認、防災リーダーの育成はどのように考えておられるか、お聞きします。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 地域には平時から支援が必要な人、自立はしているけども災害時には支援が必要な人、周囲に避難を呼びかけられる人など、様々な人が混在して生活しています。これを把握するために地域防災タイムラインを活用して、安否確認担当、避難呼びかけ担当、要配慮者支援担当、情報伝達担当などの役割を事前に整理して定期的に見直していくことが重要だと考えます。地域の危険箇所を確認するためには防災ハザードマップを使用し、土砂災害や浸水害の危険性を認識することが必要ですが、土砂災害警戒区域に人家がない場合は調査対象外となっているため注意が必要です。避難経路の安全性について、防災まち歩きで地域住民が自ら危険箇所を再確認することが大変有効だと考えます。さらに防災リーダーの育成は重要であり、住民をまとめて避難時の指揮を執る役割を担います。災害に関する知識や技術を習得し、平時から人的ネットワークを強化することが求められると考えます。あわせて若い世代や女性をリーダーとして育成することで、持続可能な体制を構築することを目指してまいります。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 組織体制の見直しと個別避難計画は、現在どのようになっているかお聞きします。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 組織体制の見直しですけども、確実な避難を実現するためには、自主防災組織が人口減少や高齢化などの地域の実情に合ったものになっているか見直すことが重要だと考えます。名簿上の役員が実際に動けるのか、役割が一部の人に集中していないかなどを確認し、若い世代、女性など多様な住民の参画により、地域の実情に合った持続可能な体制づくりが必要であると考えております。個別避難計画ですけども、個別避難計画については、災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者ごとに避難の方法などをあらかじめ定める計画の作成が自治体の努力義務とされております。本町におきましては、優先度の高い方からの計画作成を段階的に進めているところであります。現在、土砂災害特別警戒区域や3メートル以上の浸水想定区域といった、特に危険な場所に住んでいる方の計画作成を行っているところです。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 女性からの視点では、防災意識決定の場に女性が参画することが不可欠だと思います。現状では、地域の防災活動に関わっている女性は多いが、リーダー的、特に役員などは女性は極めて少ないと思います。地域で聞いた声はどのようなものがあるのか。地域には参加しているけど、実際にはお手伝いで、自分の思いを実現できない。活動が男性中心になっているとの声がありますが、これらのことを行政ではどのように指導されていくか、お答え

ください。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 議員ご指摘いただいたようなもののほか、女性の視点を取り入れた避難所のレイアウトや運営が必要ではないか。そもそも女性がリーダーシップを発揮できるような環境が整っていないなどといった声が聞かれています。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） これらの地域防災の考えとして、女性が力を発揮するにはどのような取組が必要か、4点ほど聞きます。まず、1番目は、防災活動に関心を持ってもらう方法はどのようなことがあるでしょうか。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 女性が地域防災で力を発揮していただくためには特別な過度な役割を求めるのではなくて、生活の延長線上で無理なく関われる仕組みをつくることが重要であると考えております。食、健康、子育て、介護、ペット、トイレ、衛生など日常生活に直結するテーマや、災害時の困り事を切り口にしたような情報発信など身近で共感しやすい入り口をつくることが重要であると考えております。また、学校での防災教育や地域の防災講習などを通じて、子どもや高齢者とともに家庭での防災意識を高めることもよいアプローチだと考えています。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 生活スタイルに合わせた関わり方はどのようなことがあるでしょうか。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 子育て中の方や働く女性が参加しやすいような仕組みを整えることが求められると考えます。できるときにできる範囲で参加をし、短時間の関わりでもよく、柔軟な関わり方をお互いに認める体制が必要であると考えます。また、子どもさんを巻き込んだゲームや遊びといった楽しく学んでもらえるような取組を研究してまいりたいと考えます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 防災活動に関わりたいという思いを持つ女性に対しての研修会開催などどのようなことが考えられるのか、また実施されているかどうかをお聞きします。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 本年度男女共同参画の視点から、2月末に開催した学び塾では、59人の参加者のうち4割弱、22人の女性が参加をしていただき意識啓発されました。家庭や職場、地域で広めていっていただくことを期待しております。これらの講座を今後も企画してほしいといった声や、もっと時間が欲しかったというような声も頂戴していますので、これからも企画を考えていきたいと考えます。加えて広島県防災リーダーとして活躍されている女性を招いた親しみやすい防災講習など学びの機会を提供してまいりたいと考えます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 先日開催されたセミナーにも豊平女性会防災リーダーを中心とした方が5名か6名参加をされました。私もこの質問に興味があったので参加をさせていただきました。基本的には平時から備える備蓄、誰かが誰を助ける、一緒に避難をする、安心の避難場所、避難場所として安心して過ごせる場所があること、関連死ゼロにする等の研修を受けました。これをいかに地域にやっていくかというのが課題だというふうに感じました。次の質問に行きま

す。地域での防災活動で、女性が継続してできることは何かをお伺いします。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 女性が地域で継続してできる防災活動については、従来のような炊き出しは女性が行うものといったような古い慣例にとらわれず、避難所運営における生活環境の改善や備蓄品の点検や見直しなどといった、その人その人に見合った役割があると考えております。大きな負担を求めるのではなく、生活者としての視点を地域防災に生かして新たな課題や改善点を見つけることで、仲間との連携を強化し、やりがいに結びつけていきたいと考えています。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 先般、3.11の災害がありまして15年たちました。いろんなところで報道されてましたが、私も少しテレビを見ましたが、今見直しを検討されているのが防災対策で事前復興の取組だというふうに、15年たたれて震災に遭われた東北の町長が言っておられました。大規模な災害の発生を想定し、被害後の迅速な復興と被害の最小化を目指す取組だそうです。この取組を我が町は検討しているかどうか。していないのなら、今後どういうふうに対策をするのか、お聞きをします。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 現在具体的に検討はしておりません。議員ご指摘のとおり、大規模災害時に備えて、平時から復興の方向性を検討しておく事前復興まちづくり計画、この考え方は、被災後の迅速な生活再建に向けて大変有効なものであるというふうに認識をしております。現在町といたしましては、国や県などと連携して流域治水や砂防の対策など、被害を最小化するためのハードやソフト対策に取り組んでいるほか、避難所の環境向上や備蓄品の確保、さらには地域防災を担う防災リーダーの育成、防災タイムラインの普及啓発、避難の呼びかけ体制、実践支援など、町民の命を直接守る喫緊の課題への対応に注力することで防災・減災に取り組んでいる状況でございます。ですので、まずは既存の地域防災計画や国土強靱化計画などを見直す機会を捉えまして、平時と災害時の両方で活用できる土地利用、空間の在り方など事前復興の視点をどのように盛り込めるか、国や県内市町の動向も注視しつつ、今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 最後になりますが、確実な防災組織にするために、今後も専門機関の指導や住民の理解が必要とされています。どのように取り組んでいかれるのか、町長の所見をお伺いします。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 近年災害は激甚化・頻発化してきておりまして、地域防災力の向上は本町にとって重要課題の一つであると認識しております。確実に機能する防災組織を構築するためには、行政のみならず地域住民一人一人の理解と参加、そして専門的知見の活用が不可欠であります。専門機関との連携につきましては、防災士や防災専門家による研修、地域住民を巻き込んだ消防団や消防署との実践的な訓練などを通じ、実効性のある体制強化を図ってまいりたいと考えております。住民理解の促進については、共生社会に対応した分かりやすい情報発信、意識啓発、また参加しやすい訓練や講座の実施を通じて、防災を特別なものから日常の延長として捉えていただける環境づくりを進めてまいります。そうした活動を通じて自主防災組織の

充実や、研修などによる活性化と連動し、自助・互助・共助が地域に浸透し、住民の安全が確保される災害に強いまちの実現を目指してまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 備蓄品の確保、災害に強いまちづくりにしていただくことを期待して今回の質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで佐々木議員の質問を終わります。ここで暫時休憩を取ります。11時までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 47分 休 憩

午前 11時 00分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。8番、沼田議員の発言を許します。

○8番（沼田真路） 8番、沼田真路でございます。本日は、地域の防災及び減災にどう取り組むのかについて質問をいたします。人口減少や高齢化が進む中で、防災力の担い手の確保や体制の維持が全国的な課題となっております。一方で、近年は自然災害の激甚化・頻発化に加え、大規模な林野火災や救急事案も発生しており、人口が減っても災害のリスクが減るわけではありません。直近の令和6年において、日本全国では年間3万7000件以上の火災が発生し、1日平均101件、約14分に1件の火災が発生をしております。火災による死者数は年間1400人を超え、特に65歳以上の高齢者が多いのが特徴であり、地域防災力と高齢者支援の両面からの火災対策が重要となっております。本町においては、昨年2月と7月にそれぞれ住宅火災で2名の方が命を奪われております。また、今年は年明け早々の1月3日、そして2月5日にそれぞれ尊い命が奪われるという住宅火災が発生をしております。これ以上火災による犠牲者を出してはならないと住民の誰もがそう願っております。こうした状況を踏まえ、人口減少と高齢化が進行する本町における消防力の現状と、消防署、消防団及び自主防災組織の強化及び連携について質問をしてみたいです。まず、本町における直近5年間の火災発生件数について、年ごとの件数、種別、建物火災、林野火災、その他別にお示しをください。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） 議員ご質問の直近5年間の火災状況についてご説明いたします。令和3年が14件、令和4年が17件、令和5年が15件、令和6年が18件、令和7年が21件となっております。種別別に説明しますと、令和3年、建物火災が5件、林野火災が1件、その他が8件、令和4年、建物火災が7件、林野火災が3件、その他が7件、令和5年、建物火災が5件、林野火災が1件、その他が9件、令和6年、建物火災が9件、林野火災が1件、その他が8件、令和7年、建物火災が11件、林野火災が2件、その他火災が8件となっております。以上です。

○議長（湊俊文） 沼田議員。

○8番（沼田真路） 5年間の火災件数につきましては、令和3年の14件、それから減少することなく令和7年には21件と、増加する傾向にあること、そして建物火災については、5件が11件と倍以上に増加しているということが分かりました。ここで自治体の最も重要な責務について伺います。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） 消防の任務としまして、国民の生命、身体、財産を火災や地震から守ること、被害を軽減する、災害などによる傷病者の適切な搬送ということでございます。

○議長（湊俊文） 沼田議員。

○8番（沼田真路） 今消防長からお答えいただいたとおり、住民の生命と財産をしっかり守っていくということが最も重要な責務であるということでございます。今以上にしっかりと防災・減災に取り組んでいかなければならないということが、先ほどの火災発生件数に現れているものだというふうに思います。本町において、このように火災の発生件数が増加し、尊い命が火災によって奪われていることについて、町長はどのように受け止められておられるのか、伺います。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 火災が多く発生しているということは残念なことでありまして、対策も打ちながら進んでいかなければならないというふうに思っておりますが、ごみ焼き等をされて火災になるケースもかなりあって、これについては告知放送等で呼びかけたのではなかなか進まない面があります。都市部へ出ておられる方が土日に帰ってきてごみ焼きをされるというようなところから大きく火が燃え移ったりというようなケースもありますので、その辺をどういうふうに周知するかというのは、大きな一つの課題ではあるというふうに思います。いずれにしても、そういった死亡事故がないような形で進むように努力をしていきたいと思っております。

○議長（湊俊文） 沼田議員。

○8番（沼田真路） そうですね、死亡事故、尊い命が奪われないようにしっかりと啓発等々も含めて行政として取り組んでいただきたいというふうに思っております。それでは次の質問に参ります。高齢者世帯及び単身者世帯の増加や住宅の老朽化が進む中、火災発生件数や出火原因にどのような変化が見られるのか、町の分析を伺います。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） 火災発生件数につきましては、若干ではございますが、増加傾向にあります。出火原因につきましては、本町の地域性から、たき火、枯れ草焼き、いずれの年においても最多となっており、約5割から7割弱を占めています。また近年の傾向といたしましては、電気コード、たばこの不始末などによる火災も散発しており、屋外・屋内問わず火気の取扱いによる不注意が主な原因となっているものと認識しております。

○議長（湊俊文） 沼田議員。

○8番（沼田真路） 本町の地域特性からたき火、枯れ草焼きが半数以上占めているということが分かりました。また屋外・屋内を問わず、火気の取扱いに関する不注意、それが主な原因であるということも分かりました。それでは次に本町の火災発生件数は、人口規模が近い全国の市町村の平均や近隣市町と比較して多いのか少ないのか。どのように認識されているのか、伺います。

○議長（湊俊文） 消防長。

- 消防長（笠道宏和） 全国の1万人以上2万人未満の市町村で、令和6年中の火災件数の平均は8.3件でした。近隣市町ですと、令和6年中、安芸高田市の火災件数は31件、安芸太田町は2件となっております。北広島町での令和6年中の火災件数は18件でしたので、全国平均や安芸太田町と比べますと多いと言えます。
- 議長（湊俊文） 沼田議員。
- 8番（沼田真路） 令和6年においては全国の類似団体や安芸太田町と比べて火災の発生件数は多い状況にあるということ、また、全国の類似団体よりも火災の発生件数が多いということが分かりました。それでは本町における消防力の現状について全国平均や近隣市町と比較してどのような状況にあると認識されているのか、町長の見解を伺います。
- 議長（湊俊文） 消防長。
- 消防長（笠道宏和） 消防力の比較についてでございますが、各市町の消防力については、国の定める消防力の整備指針により、各市町の人口などで消防署数、車両配備、職員数などについて基準が示されており、また、地域の実情に応じて整備するよう定められています。近隣市町として安芸高田市は1署1分駐所で、安芸太田町は1出張所の体制となっており、本町の消防署、出張所の数及び車両配備については、消防力の整備指針及び近隣市町と比較しますと消防力を満たしている状況でございます。
- 議長（湊俊文） 沼田議員。
- 8番（沼田真路） 近隣の市町と比べると消防力は満たしている、消防力をしっかり満たしているということでございました。そのことをお聞きして安心をいたしました。ただし、近隣の市町に比べて、町の面積、そして地形、積雪などの気象状況、そして近年の火災の発生件数を踏まえた場合、必要な消防力であると思います。令和7年3月定例会において、消防団員の定数減の条例が提案され、実態に合わせるためとして、720人から620人へと100人減とする条例改正が行われました。昨年9月時点での団員数は611人とのことでございました。改めて、過去10年間の消防団員の推移及び平均年齢の推移について伺います。
- 議長（湊俊文） 危機管理課長。
- 危機管理課長（川手秀則） 各年度の4月1日現在の団員数と平均年齢について、平成28年度から令和7年度までの10年分についてお答えします。平成28年度、団員数756人、平均年齢42.0歳、平成29年度752人、42.4歳、平成30年748人、42.9歳、平成31年725人、43.6歳、令和2年度706人、44.1歳、令和3年度689人、45.0歳、令和4年度658人、46.0歳、令和5年度636人、46.3歳、令和6年度628人、47.1歳、令和7年度613人、47.4歳です。以上です。
- 議長（湊俊文） 沼田議員。
- 8番（沼田真路） 今、10年間分を推移をお答えをいただいたわけですが、平成28年が756人、10年後の今年度ですが、令和7年が613人ということですので、10年間で143人の減少ということで、約19%の減ということになるかと思います。平均年齢につきましては42歳が47.4歳ということで、5.4歳上昇しているということでございます。この傾向は、人口減少社会の中において、また本町が位置しております、本町の中山間地域という状況を踏まえれば、やむを得ない状況であるというふうに思います。消防団員数は減少傾向にあるとはいえ、その状況を踏まえて消防活動に当たらなければならないということでございます。消防団員は、他の仕事に従事しながら消防活動に取り組んでおられます。消防分

団ごとの昼間における緊急出動が可能な消防団員数について伺います。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 昼間における出動可能という定義を就労先が町内であるというふう
に仮定した上でお答えをいたします。なお原則、一つの分団でのみ活動することはないため、
地域ごとのくくりでお答えさせていただくことをご容赦ください。芸北地域１１６人、大朝地
域９５人、千代田地域１７０人、豊平地域１２１人となっております。

○議長（湊俊文） 沼田議員。

○８番（沼田真路） 各地域の町内勤務者数の数が合計で５０２人となると思います。全団員数が
６１３人ということですので、約８２％が町内に勤務されているということになるかと思ひ
ます。それでは実際に火災が発生した際、出動した地元団員の傾向について、分かる範囲でお
答えください。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） いずれの地域も土日祝日より、平日夜間よりも日中のほうが出動
人員が少ないといった傾向があるものの、最少で１７人、最大で６９人、平均で１回当たり３
８．４人の出動を数えております。以上です。

○議長（湊俊文） 沼田議員。

○８番（沼田真路） やはり土日、平日の昼間が少ない傾向があるということですが、こ
の傾向についてどのように分析といいますか、感じられますか。お答えをお願いします。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 先ほど申し上げた数字ですけども、町内勤務者の割合で言いますと、
平日の昼間が一番出動しにくいという状況は普通に考えてあるわけですけども、統計的に言ひ
ますと、芸北地域で平日の昼間１６．８％、大朝３３．７％、千代田が２５．６％、豊平が２
７．３％となっております。実数で申し上げますと、先ほど言いましたように、一番少ない出
動の開示で１７人といったところでございます。これが一番最少ですので、いずれの回もこの
数字を上回っておりまして、平均で３８．４人ということですので、これぐらいのメンバーが
おれば消防署と連携をして、初期消火、延焼拡大の防止に十分貢献できるのではないかという
ふうと考えております。

○議長（湊俊文） 沼田議員。

○８番（沼田真路） 平均で３８．４人ということで、これぐらいの数字であれば十分に連携をし
て消火活動が可能であるということでした。消防団員の皆さんは、勤務昼間、他の仕
事に従事しながら来ていただいております。本当に敬意を表したいというふう
に思ひます。地域防災の要である消防団については、人口減少下においてもその機能を維持強化
する必要があるため、町としてどのような取組を進めておられるのか、具体策をお伺ひいたし
ます。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 知識や技能、安全技術の習得向上のため規律訓練やポンプ操法訓練、
中継送水訓練、水防工法・実践工法訓練、普通救命講習などを行っております。一方で近年の
猛暑での苛酷な訓練を回避するため夏季訓練を中止して秋季訓練と併せて行うなど、負担軽減
策などにも取り組んでおります。処遇改善策として年額報酬、出動手当などの引上げを行い、
個人支給の厳格化、退職報償金の勤続３５年以上卒の新設、増額などを行っております。また、

団員が出動しやすい環境づくりのため、消防団協力事業所制度に取り組んでいるほか、定例や選考における各種の表彰、また、訓練や式典における来賓の招待など、団員の士気高揚を図る取組を進めております。

○議長（湊俊文） 沼田議員。

○8番（沼田真路） 訓練の方法の改善、そして処遇の改善、それから士気を高めることなど取り組んでおられるということでした。これからはしっかりと取組を進めてもらいたいというふうに思います。新年度において新たな消防活動服を更新される予算が計上されておりますが、新たな消防活動服は安全性や機能性が向上しているものと思いますが、どのような特徴があるのか、伺います。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 議員ご指摘の新基準の活動服でございますけれども、安全性、視認性、機能性に優れております。伸縮性があって、通気性があって、夜間の蓄光素材を使っていることから、北広島町消防団という文字がくっきり鮮明に見えて活動している状況が認識できるといったものでございます。今の旧基準服は夏用と冬用と2着仕様になっておりますけれども、このたび新調させていただくものはオールシーズンのもので通気性に優れておりまして、活動しやすいといったことになってございます。

○議長（湊俊文） 沼田議員。

○8番（沼田真路） 新しい活動服は安全性、視認性、伸縮性、そして通気性がよくなるということで安心をいたしました。今後も団員の皆さんが安心をして活動できるよう、必要な資機材の整備を進めていただきますよう要望しておきます。さて、幅広く団員を確保するためには女性消防団員の確保も重要になってくると思います。女性消防団員の現在の状況について伺います。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 現在、女性消防団員は総員で4人在籍しております。芸北と豊平の分団に1人ずつ、それから千代田の本部に2人、計4人で活動しております。議員ご指摘のように女性消防団員の拡大も目指してまいらなければならないんですけども、今いる団員の技術力の向上も当然必要でございますので、地域防災力の向上研修ということで、県が主催した令和7年度に行った研修にも、4人のうち3人が参加をしてくれましてスキルアップを図ってきたところでございます。いろんな地域に出向いて活躍してもらうことを期待しております。

○議長（湊俊文） 沼田議員。

○8番（沼田真路） 研修、そしていろんな場面で活躍をしていただいております。現在4名ということですので、2地域と本部ということでした。多くの方に参画をしていただいて、地域全体で取り組むことが防災・減災につながると思いますので、女性団員の確保についてもしっかりと取組を行っていただくことを期待しております。人口が減っても災害は減らない中で、地域の消防力を維持していくとともに、消防署と消防団の連携と協力が住民の生命と財産を守る分かれ目になると考えます。消防署と消防団がそれぞれの役割を生かしながら連携し、災害発生時に実効性ある対応を行うために、現在本町ではどのような連携体制を構築しているのか、伺います。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 消防団が行う訓練の際には、ほとんどの場合、消防署に派遣を要請し、署からの指導を仰いでおります。機械器具の取扱いですとか中継送水要領、普通救命講習

など専門的な知識や技術を要する際は特に連携を図るようにしております。実際の火災などの災害現場では、常備消防である消防署が第一線で陣頭指揮を執り、消防団はその側方や後方支援として連携対応しております。

○議長（湊俊文） 沼田議員。

○8番（沼田真路） しっかりと連携を取って消火活動に当たっておられるということが分かりました。火災が発生した際に消火活動を行う上で、最も重要な活動はどのような活動であるのか、消防長に伺います。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） 火災の場合最も重要なものは、まずは水利の確保、初期消火だと認識しております。

○議長（湊俊文） 沼田議員。

○8番（沼田真路） 最も重要なものは水利の確保と初期消火ということでございました。火災現場において、最も重要な初期消火に着手する割合について常備消防が最初に初期消火を行っていることが多いのか、または、地元の消防団が初期消火に当たっていることが多いのか。その割合について分かる範囲でお答えください。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） ほとんどの場合、第一先着隊は常備消防、その後、消防団のほうに来てます。割合については、ちょっと答えることができません。

○議長（湊俊文） 沼田議員。

○8番（沼田真路） ほとんどの場合が常備消防が初期消火を行うことが多いということが分かりました。常備消防の重要性を改めて理解をすることができました。火災発生予防、延焼を防ぐためには、初期消火を担う地元の自主防災組織の役割も重要であると考えます。自主防災組織の設立状況及び活動内容について伺いますが、先ほど同僚議員のほうからも質問がありましたので、それ以外のことで何かあればよろしくお願いします。お答えください。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 重複しますので、お答えすることがあまりないんですけども、行政区単位で見た組織率については81.7%となっております。

○議長（湊俊文） 沼田議員。

○8番（沼田真路） 行政区単位で見た場合、現在組織率が81.7%ということでございました。組織率100%を目指して取り組んでいただくことを期待をしております。人口減少や消防団員の減少が進む中、自主防災組織との連携をどのように位置づけ、地域防災力の維持強化につなげていく考えなのか伺います。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 自分たちの地域は自分たちで守るという意識は消防団員も自主防災組織も立場は違えど共通の認識であると思っております。自主防災組織が行う地域住民主体の防災訓練や避難訓練にこれまでも地元消防団が出動し、一緒になって活動しています。消防団への派遣依頼をしていただくことにより出動しますが、消防団員も防災リーダーとしての役割を自覚するよいきっかけにもなりますし、そのことによって、お互いの役割分担の最適化や、いざというときの連携、信頼関係にもつながるものと考えております。

○議長（湊俊文） 沼田議員。

○8番（沼田真路） 消防団員と自主防災組織がしっかりと連携をして、信頼関係を構築し、防災意識を向上させて、地域防災力の維持強化につなげていただきたいと思います。さて、本町の令和7年10月末における技能実習生などの労働者は635人で、20年余りで2.8倍となっているとのことでした。増加傾向にある外国籍の労働者に対する防災意識の啓発について、どのような取組を行っているのか伺います。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 令和5年度に日本語教室なないろと学び塾withとのコラボで、外国人を対象にクイズやゲームを交えた防災講習を行いました。今年度は令和8年1月に「多文化共生×防災」としまして、専門の知識と経験豊富な広島県防災アドバイザーの指導の下、外国人防災リーダーを育成するプログラムを実践しました。日本語の習熟度のこともあり、まずは1企業3人の受講でしたが、ほかの企業関係者の聴講もあり、今後も継続して取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 沼田議員。

○8番（沼田真路） 実施はされているが、定期的にはまだ開催ができてないということですのでございます。言語の問題もあって開催が難しい点もあるかとは思いますが、企業やボランティア団体の方と連携をして防災意識の啓発に取り組んでいただいて、誰もが安心して暮らすことのできる多文化共生社会の構築を目指してもらいたいと思います。今後、地域防災力を高めるため、自主防災組織、消防署、消防団の三者連携について、町としてどのように強化していく方針であるのか、伺います。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 三者の連携は平時からの関係構築が必要だと考えます。防災訓練や地域のイベントなどを通じて、互いの役割分担を明確にして信頼関係を築くことが重要です。これにより、いざという災害発生時にはスムーズな連携ができ、被災者支援や避難誘導が円滑に行われるようになるものと考えます。この連携が強化されることで地域住民の防災意識の向上にもつながります。自主防災組織が中心となって、消防団や消防署とともに地域防災活動を進めることで、住民同士が助け合う文化が生まれ、育まれ、地域防災力が向上します。結果として、地域全体の安全性が高まり、災害が発生した際の被害を最小限に抑えることが期待できます。三者連携強化に向けて、自主防災組織の活性化に引き続き注力してまいりたいと考えています。

○議長（湊俊文） 沼田議員。

○8番（沼田真路） 答弁にありましたとおり、平時からの連携が重要であると思います。行政としてしっかりと自主防災組織と消防団、消防署の連携が図られ、地域防災力が向上するよう取り組まれることを期待をしております。町長は施政方針において、日常生活の不安解消に向けて、住民の皆さんが幸福を感じられるような施策を実施することで、「住んでみたい、住んでよかった、住み続けたい」と思われる魅力あるまち、未来につながるまちを目指して実践していくと表明をされております。その実現のためには、住民の生命、身体、財産を守るを町政の根幹に据え、防災力の維持・強化に取り組むことが極めて重要であると考えます。今後どのような決意を持って防災施策に臨んでいかれるのか、町長のお考えを伺います。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 先ほども申し上げましたが、昨今、異常気象や自然災害が激甚化・頻発化し

てきております。また、大規模な林野火災なども相次いでおります。こうした中で住民の生命や財産を守るためには、行政の責務が一層重くなってきておると感じております。防災・減災のため、多様な手段による迅速な避難情報の発令、実践的な訓練の実施、防災資機材の戦略的な整備、自主防災組織や防災リーダーの育成支援、孤立集落対策、受援体制の整備や広島県とも連携し、防災人材の育成などに努めているところであります。これら公助の取組も重要であります。大きな災害ほど自助・互助・共助がより一層重要になってまいります。被害の軽減につなげていく防災協働社会を目指してまいります。住民の安全を確保し、生活の質を向上させる根幹である防災・減災施策を今後も町政運営の大きな柱の一つとして取り組んでまいります。

○議長（湊俊文） 沼田議員。

○8番（沼田真路） ご答弁によりまして、防災・減災の重要性についての認識は共有できたものと受け止めております。施政方針にある、住民の皆さんが幸福を感じ、「住んでみたい、住んでよかった、住み続けたい」と感じられるかどうかは、日常の安心、すなわち、命と暮らしが守られるという確かな実感に支えられるものであります。その意味において、防災・減災は町政の根幹であり、住民満足度を左右する極めて重要な要素であります。防災・減災には、自助・互助・共助による防災協働社会の構築は重要であるということ、そして防災・減災に対して町政運営の大きな柱として取り組んでいくとの頼もしい町長からの決意をお聞きし、大いに力強く感じております。最後に、地方自治体が取り組むべき公助については、消防力の維持・強化が着実に継続、実行されることが住民の安心につながり、未来につながるまちとなることを申し上げ、私の質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで沼田議員の質問を終わります。ここで暫時休憩を取ります。1時までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 43分 休憩

午後 1時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。午前中に引き続き、一般質問を行います。1番、亀岡議員の発言を許します。

○1番（亀岡純一） 1番、亀岡純一です。今回、ごみ処理施設の今後の方針について質問させていただきます。現在の私たちが生活していく上で、日常当たり前に行われている物事、サービスがある日突然機能なくなると、とても困ってしまうというものはたくさんありますが、その中の一つに今回取り上げるごみ処理も入るのであろうというふうに思います。北広島町の一般廃棄物、いわゆるごみですが、これは安芸高田市との一部事務組合である芸北広域環境施設組合のごみ処理施設芸北広域きれいセンターで処理されています。通常、きれいセンターというふうに言っていますが、ここは平成7年4月にごみ焼却処理施設が稼働を始めてこの3月でち

ようど30年が経過することになります。また、平成29年に芸北広域環境施設組合によって策定された一般廃棄物（ごみ）処理基本計画という計画があるんですが、この計画においても、10年の計画期間が来年度、この春から始まる令和8年度で満了するという、そういう節目の年を迎えようとしています。これまでに北広島町議会の一般質問でも度々取り上げられてきましたが、今まさに町として、次の世代のごみ処理施設をどのように展開していこうとしているのかを町民に対して明らかにし、理解を得た上で具体的に事業を推進していくときではないかと思いますので、その点について質問いたします。まず、この芸北広域きれいセンターですが、このセンターの現状と課題について、ごみ処理基本計画に沿って聞いていこうと思います。この基本計画であります、基本理念と基本方針、それからここに掲げられている目標を設定されてますけども、この辺りについて簡単に説明していただきたいと思います。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） ごみ処理基本計画の基本理念、基本方針等についての簡単な説明をさせていただきます。本計画につきましては、住民、事業者、行政が連携協力してごみ処理の課題を解決していくために定めております。基本理念は「ごみを資源に、地域の宝に、みんなで創るごみゼロのまち」基本方針は3つ定めておりまして、ごみの減量化、再資源化の促進、2つ目が、ごみの適正処理、3つ目が、ごみの処理施設の整備となっております。目標設定の考えといたしましては、策定時のごみのうち約8割が可燃ごみでありまして、そのうち、減量化、再資源化が可能なごみの種類が多く含まれていたことから、生ごみ等を中心としたごみの減量化、分別回収による再資源化、焼却残さの最終処分量ゼロの目標を定めております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 今答弁していただいたような理念の下に目標が設定されていると。この目標について達成の度合いがどういうふうになっているかというのを順番にお聞きしていきたいと思います。まず、最初のごみの減量化の目標であります、これに対してどのような状況でありましょうか。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） ごみの減量化についてでございます。ごみの減量化の目標は、生ごみや食品ロスを中心に減量化するもので、この本計画につきましては平成29年度から10年計画でございます。平成27年度比で10%削減の目標に対して、令和6年度実績で15%の削減となっております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 目標に対して上回る実績が出てると。意外にも目標は早々に達成されているという状況であるということに驚きました。減量化できたということなんですけども、その要因、主な要因というのはどのように分析されているのでしょうか。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 明確な理由については特定できませんけれども、要因の一つとして、人口、世帯数の減少が考えられます。しかしながら、この間、市町、安芸高田市、北広島町、芸北広域環境施設組合、あるいは公衆衛生推進協議会等で普及啓発に努めてまいり、地域での集団資源化の回収や回収場所の広がり、ごみを出さない、不要なものは買わないなどの意識の高まりがあると思われます。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1 番（亀岡純一） 日常の生活を振り返ってみて、生活していく中でやっぱりどうしてもごみは出てくるものでありまして、その状況見ていると、なかなかごみって減らないというふうな実感はあるんですけども、結果的に減量化できた。そこには今答弁されたようにかなり関係者の努力というのもある。その上に人口の減少、世帯の減少、どちらかという人口というよりは、世帯が減ったことによる減少が関係しているのではないかというふうに聞いておりますが、そういうことで減量はできてると。この関係で、以前、平成29年度になりますから、もう七、八年前の話ですけども、議会一般質問の中で、ごみの中の紙おむつについて、これを減らすためにリサイクルをできないかという話が持ち上がっていたと思います。そのときの一般質問に上げられた中の答弁、執行部からの答弁なんですけども、このことについて独自の処理施設の整備はどうかということでございますが、これは紙おむつのリサイクルの施設のことです。今後、臭気、またランニングコスト、費用対効果等々問題がございます。そちらの問題を安芸高田市さん、また組合とで検討してまいりたいというふうに考えておりますというふうに答弁されております。この検討の結果について教えていただきたいんですが、どうだったのでしょうか。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 紙おむつの再生処理施設等についての設置については、検討の結果、見送られている状況ではございます。しかしながら、現在は介護施設等で紙おむつのほう分別していただきまして、別の資源化工場というところに持ち込んで、炭化物に製造して保温剤に利用するような資源のリサイクルをしておるところでございます。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1 番（亀岡純一） なので、独自の施設については見送ったけれども、別の方法でリサイクルされていると。その結果、これについては減量されたということですね。はい、分かりました。そういうことで、ごみの減量化の目標は達成されているということは分かりました。次の目標ですけども、再資源化の目標についてはいかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 再資源化目標につきましては、分別回収や集団回収等によりまして、リサイクル率を32%に高める目標に対し、令和6年度実績では28%となっており、基準年度の平成20年度からほぼ横ばいとなっております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1 番（亀岡純一） 基準年度平成27年度でありますけども、たしかこの年が29%ぐらいだったんじゃないかと思うんですが、いずれにしてもリサイクル率は伸びてないということであります。その理由についてはどのように考えておられるのでしょうか。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 集団回収などで地域での取組を進めたり、きれいセンターでも再資源化の取組を進めるなどして、中間年度の令和3年度には31%に達したこともありましたが、最近では店舗等でポイント付与をつけて回収されているような、リサイクルされているような状況ありまして、全体的に集団回収量が減少しているところがございます。また、きれいセンターのほうでも処理経費の上昇から、焼却可能な余力のある場合には、資源化から焼却処理のほう一部実施しております。こうしたことから再資源化目標が達成できてない理由として上げられます。しかしプラ容器包装ごみ収集量が増えておりまして、住民の皆さんのリサイクル意

識のほうは高まっていると思われております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1 番（亀岡純一） ちょっと分かりにくいんですけども、結果的には全体で見れば、トータルではリサイクルの意識の高まりとともにされている量は増えているんですけども、このきれいセンターで集計するリサイクルという点で出てくる数字については、数字がこのような数字、ほぼ基準年度から計画期間中で実績として上がってないと。上がってないけれども全体としてはリサイクルは進んでいると。そういう見方でよろしいですか。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） はい、議員のご認識のとおりと考えております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1 番（亀岡純一） では3つ目です。最終処分目標というのがあるんですけども、これについてはどうでしょう。この最終処分ということ、その言葉の説明も一緒にしていただければ助かるんですが。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 最終処分目標というのは、きれいセンターから出る不燃残さの再資源化を実施することによりまして、埋立て処分の量をゼロにするという目標でございます。令和6年度には206トンの埋立て処理を行ってまいりました。組合では処理コストの低減も重視しまして、リサイクルから焼却処理、埋立て処理の割合を増加させておりますが、目標達成は難しい状況となっております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1 番（亀岡純一） 今上げていただいた令和6年度の206トンの埋立て処理という、目標自体が、最終的には、計画時点では平成38年度、今言いますと令和8年度に当たりますけども、令和8年度の最終処分目標をゼロというふうにしてあったのに対して、令和6年度の実績はまだ206トンも埋立て処理を行っていると。ただ、この埋立て処理ですが、最初に説明していただいたように、できる、最初もくろんだこと、目標として立てたことは、不燃残さとして、例えば灰、燃えかすですよ、灰であるとか、燃えなくて残った物を再資源化すると。灰であればセメントに使うとか何か使えるものに回していくと、そういうことでこれをゼロにしようとしたわけですけども、そこには至っていない。逆に考え方としても、コストを考えれば、再処理するよりは焼却処理や埋立て処理に回したほうが有利であるということからこういうことになっていると。そのような理解でよろしいでしょうか。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 議員のご認識のとおりでございます。埋立て処分量のゼロにするという目標のほうは変更していないんですけども、当初考えていたようなリサイクル製品として需要が少ないものが瓶くず等ございまして、そちらのほうについては、現在埋立て処分を行っております。先ほどお話いただいた焼却灰につきましては、現在もセメント原料にリサイクルしておる状況というふうになっております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1 番（亀岡純一） 目標に対してそのような推移であるということは分かりました。ちょっと視点を変えるんですけども、このきれいセンターは北広島町と安芸高田市で応分の負担をしているわけですが、この負担金について改めて伺いたいと思います。きれいセンターへの

負担金はどのようになっているのでしょうか。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 芸北広域きれいセンターに係る負担金につきましては、北広島町が令和5年度2億2107万3000円、令和6年度2億1898万8000円、令和7年度2億1535万2000円です。安芸高田市の負担金につきましては、令和5年度が3億4198万6000円、令和6年度3億3278万4000円、令和7年度3億3441万7000円となっております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 今お聞きした範囲ではそれほど、3年間でありますから大きな変動はないだろうと思うんですけども、それぞれの北広島町と安芸高田市の人口割合だけで見ても、ほぼ負担の割合というのは応分になっているのかなというふうに見させていただきました。今先ほどの数字、概略ですね。北広島町では2億2000万円くらい、年間ですね。これを人口、この間の人口平均でざっくりと1万7000人くらいだというふうにして計算すれば、1人当たりが1万3000円ちょっと切るくらいかなというような数字になります。安芸高田市も同様に計算してみると、やっぱり1万3000円くらいというような負担になってるんだなということは分かりました。これでやってきた施設でありますけども、この芸北広域きれいセンターの現状の課題ですね。これをどう捉えておられるのか、お聞きしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 現状の課題につきましては、施設稼働後30年が経過しておりまして、施設の老朽化による機能低下や補修箇所が増加が予測され、安定した処理の維持のために処理経費の上昇が危惧されているところでございます。また、施設の耐用年数を考慮し、今後のごみ処理の方針について組合とも協議しながら、安定した持続可能な処理を目指すべく考えております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 今、耐用年数の話が出てきたんですけども、このきれいセンターの焼却施設の耐用年数はどのくらいで見ておられるのでしょうか。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） これまでの一般的なごみ処理施設の寿命は15年から20年とも言われてきましたが、近年では、ストックマネジメントの考えの基、適切な点検整備と機械の更新を実施することで30年以上稼働する施設も増えております。きれいセンターのほうも30年を目指してまいりまして、今後も適切な維持により継続した処理が行えるように、さらに10年以上の稼働が可能なような状態にしておるところでございます。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） これもかなり最初の想定よりもどんどん時代の恩恵ということは言えるのかもしれませんが、今30年たってますけども、まだあと10年いけるだろうと。実は5年ほど前に議会のほうで、このきれいセンターの話を聞いたときに、あと10年は大丈夫だという話を聞いた記憶があるんです。そうすると稼働始めて35年くらいかなというふうな頭があったんですけども、今の話では40年まで、あと10年まだ持つというような話であって、そのところはすぐ駄目になるという心配はしなくていいのかなというふうには思うんですけども、この課題でありますけども、これも平成29年のときの一般質問の中で答えられた執行部の答

弁なんですけども、2つありまして、まず1つは、燃えるごみの減量化が大きな課題だと。それから2つ目が、運転開始から20年以上たっているんで、施設の更新も問題があるというような答弁だったんです。それに対して現在、先ほど課長から答弁ありましたように、目下の課題は、老朽化による機能低下ですね。これに対応することが目下の課題であると。今後どういうふうにしていくかということ、今後のごみ処理の方針をどうしていくかということが課題だというふうに認識しているということだと思います。そういう認識でよろしいですね。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） そのような認識をお願いします。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） そういうことを踏まえて次の質問に行きます。令和5年度の時点で、3つの基本方針案、これからどうしていくのかという基本方針案が示されました。少なくとも議会のほうで私が聞いた話でありますけども、3つの基本方針を考えていると。その可能性について調査していくというような報告を受けております。その後どうなったかということについてお聞きしていきたいと思いますが、3つのうちのまず1番目は好気性発酵乾燥というもので、別名トンネルコンポストと、こういう方式だそうではありますが、これについては製品の品質や需要先の問題により事業可能性はないというように、その時点で伺ったんですが、現在もそれは変わらないのでしょうか。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） トンネルコンポスト方式につきましては、ごみ処理方式の一つでございまして、ごみを微生物を利用して発酵処理して固形燃料の材料として活用する方式です。処理コストが安価であり資源化できる利点はありますが、最終製品の需要が見込まれないため事業可能性なしという判断をしております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 判断については変わらないということで、この案は没だということですね。案としては非常に処理コストが安価であり、しかもそれを資源として使うことができるという、それが使えればこれにこしたことはないと思うんですが、それは現実的にはつくってもそれが有効に使えないということで、没だと。次の2つ目の案についてお伺いします。公民連携事業方式というものでありますが、民間企業と公民連携協定を締結して、民間企業の施設で可燃ごみの処理を委託すると。こういう方式だと思いますけども、これについてはいかがでしょう。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 公民連携事業方式につきましては、処理施設の建設や運営に係る方式で、民間企業が廃棄物処理施設を建設して、その施設で自治体の一般ごみも処理してもらうという方法で自治体の処理費用の負担が軽減できると言われております。現在のところも検討しているところでございます。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） この案についてはまだ生きていると。これを継続して検討しているということですが、この方式の中には、ごみを燃やした熱を利用して、それを発電に回すという方法も以前聞いたことがあるんですが、それも含めての検討ということで理解してよろしいですか。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

- 環境生活課長（出廣美穂） そういったところも含めての検討でございます。
- 議長（湊俊文） 亀岡議員。
- 1 番（亀岡純一） これについてはまた後ほど触れてみたいと思います。3 番目の方式であります、これは処理委託方式と言われるもので、可燃ごみの中継施設を整備して、近隣自治体か、または民間企業に可燃ごみの処理を委託するという方法です。これについてはいかがでしょう。
- 議長（湊俊文） 環境生活課長。
- 環境生活課長（出廣美穂） 処理委託方式でございますが、近隣の自治体や民間の廃棄物処理施設にごみ処理を委託するもので、近年特にごみの量が少ない自治体では、この処理委託が増加しているところもございます。現在も受入れ可能な自治体や民間処理施設があるか、受入れ体制や処理コストについて継続した調査のほうを行っております。
- 議長（湊俊文） 亀岡議員。
- 1 番（亀岡純一） この案についても継続して検討しているということだそうです。といった中で、改めてさらに別の方式とかいうものがあるかないか伺いしてみたいと思いますが、どうでしょう。
- 議長（湊俊文） 環境生活課長。
- 環境生活課長（出廣美穂） 方式そのものは今の3 点でございます。
- 議長（湊俊文） 亀岡議員。
- 1 番（亀岡純一） 3 点のうち1 点はもう諦めたということですから、実質2 点ですね。その上で、この話については、昨年、芸北広域環境施設組合の中にといいいますか、この組合と三次市さんがここに加わるということも聞いています。そのことも含めて今の案が検討されているということでしょうか。
- 議長（湊俊文） 環境生活課長。
- 環境生活課長（出廣美穂） 議員のご指摘のとおり、現在三次、安芸高田市、本町で広域処理の検討を行うこととなっております。三次市と一緒に広域的にごみ処理を行う場合、それぞれの市町の負担金が軽減できるということから検討を行っているところでございます。
- 議長（湊俊文） 亀岡議員。
- 1 番（亀岡純一） 広域でさらに参加自治体が増えるということは、ごみ処理の観点からすれば、より効率的な処理ができるのであろうと。それから施設整備や維持管理の費用についても分担していけば、トータルとしてコストの削減につながるのかなというふうには思っております。そういうことは今検討されてるということですが、これについて、先ほどのあと10 年というような見立ての中で、具体的に最初私が申し上げましたように、その事業をそろそろどういう方針でいくのか決めて、具体的な事業の推進というものを考えていかないといけない時期ではないかというふうに思っております。その点のスケジュール感ですね、スケジュール的にはどのように考えられて進められているのか、お伺いしてみたいと思います。
- 議長（湊俊文） 環境生活課長。
- 環境生活課長（出廣美穂） スケジュール感につきましては、まだ具体的には方針のほうも立っておりませんので、出ておりません。以上です。
- 議長（湊俊文） 亀岡議員。
- 1 番（亀岡純一） 10 年延びたから安心できるという、そう簡単には安心してはいけないのではないかというふうに思うんですけども。では少なくとも、その方針についてはいつ頃までに

決めていこうとかいうようなお考えはないのでしょうか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 組合のほうとしましては、来年度を目途にしておるところでございます。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1 番（亀岡純一） 少なくとも方針の決定については来年度かなと。あと1年の中で方針を決めていこうということですかね。これ一回建ててしまえば、先ほどから話があるように30年だとか、長ければ40年だとか、実際の実績としては50年近くやっているところもあるというのを聞いたことがありますけれども、そのくらい長い期間を使っていく施設ですから、慎重に決めていく必要はあると思います。どんどんと技術の進歩に伴って、どういう方法がいいのかということも、あまり早く決めてしまうよりは、その辺も見極めながら、先ほどちょっと出てきた発電の話でもありましたけども、この話が出た当時は北広島町、この安芸高田の両自治体から出てくるごみの量では、とてもその採算が合わないの、もっとごみを集めてこない、それには実現はできないだろうというような話でした。それに対して三次市が加わることによって、そういった問題についてはクリアできそうな、また話でもあるのかなというふうに捉えておるわけでありまして、そういったところしっかりと検討する必要があるというふうに思います。そこはよろしくお願ひしたいと思います。これが全部決まってしまった上で、こうなりましたというのではなくて、やっぱり住民への説明、それから住民からの意見とか知恵を聞くと、そういったことも大切だというふうに思うんですけども、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 周知のほうにつきましても、今、連絡調整会議等でみんなと協議しているところでございますので、併せながらやっていきたいと考えております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1 番（亀岡純一） まだその辺の具体的な話は聞けないのかなという感じでありますけども、改めてこのごみ処理施設、一つ老朽化の点で言えば、こんな話がございました。焼却炉の時間当たりの焼却能力でありますけども、現状は約1.6トン、1時間当たり1.6トンの焼却能力になってるということだそうです。これはいただいた芸北広域環境施設組合の行政報告の中で見たんですけども、これが当初設計値では、最初のうちは2.75トンの焼却能力があったと。ですからそれと比較すると、今4割も低下しているということでもありますから、やっぱり老朽化の影響というのはかなり大きいんだろうというふうに思います。そういう意味でも寿命は延びたとはいえ、やはり早いうちにどうしていくかというのを決めていかないといけないんだろうというふうに思いますので、改めてこのごみ処理施設の今後についての町としての見通しをお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 先ほどの議員のご発言の中にもありましたように、慎重に検討することも必要だということと、急いで方式を決定するということも必要だということ、その両方があると思います。ごみ処理は欠くことのできないものでございますので、持続可能で安定した処理が実施できるように、それぞれの方式につきまして芸北広域環境施設組合、安芸高田市、三次市と現在慎重に検討しているところでございます。引き続き検討してまいりたいと思って

おります。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1 番（亀岡純一） そういう認識をお互い持って進めていかないといけないというふうに思います。その上では、やはり積極的な情報発信というものをさせていただいて、ともに一緒に考えていく、町民の皆さんと一緒に考えていくということが必要だろうと思いますので、この点を申し添えて私の質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで亀岡議員の質問を終わります。ここで暫時休憩を取ります。1時50分まで。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1時 39分 休 憩

午後 1時 50分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。7 番、中村議員の発言を許します。

○7 番（中村忍） 7 番、中村忍です。本日は北広島町の不登校支援についてお伺いしてまいります。文部科学省の調査によると、小中学生の不登校児童生徒数は年々増加しており、近年は過去最多を更新し続けています。令和6年度の不登校児童生徒数は小学校で13万7704人、中学校では21万6266人であり、合わせて約35万人に上ります。また、その背景として、学校生活にやる気が出ないという無気力に関する相談、生活リズムの乱れ、不安、抑鬱など子どもの心身の不調が大きく関係しており、子どもが直面する環境変化や心の負担が積み重なった結果として生じているケースが多くなっております。さらに不登校の子どもが増え続ける背景には、一つの理由だけでは説明できない複合的な理由があり、家庭、学校、社会全体の変化が重なっており、子どもが学校に行きにくい環境が広がっていると捉えることができます。まず、本町の不登校の現状について伺います。この5年間の不登校児童生徒数の推移、学年別の人数についてお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 本町における過去5年間の不登校児童生徒数につきましては、令和3年度31人、令和4年度43人、令和5年度39人、令和6年度52人、令和7年度は1月末現在で43人となっております。また、令和6年度の学年別不登校児童生徒数は、小学校1年生ゼロ人、2年生1人、3年生ゼロ、4年生4人、5年生2人、6年生が5人、中学校1年生9人、2年生14人、3年生が17人で、令和7年度1月末時点の学年別不登校児童生徒数は、小学校1年生ゼロ人、2年生ゼロ人、3年生2人、4年生ゼロ人、5年生6人、6年生5人、中学校1年生7人、2年生10人、3年生が13人となっております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7 番（中村忍） 不登校になった背景、不登校になった理由についてお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

- 教育課長（植田伸二） 不登校は１００人いれば１００通りの背景があると言われてるように、本人の心理的要因、学校環境、家庭背景が複合的に影響する現象であり、不登校となる背景は様々な要因が複雑に絡み合っているため、個々の要因を正確に把握することは容易ではないと認識をしております。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- ７番（中村忍） はい、分かりました。現在４３人の不登校の子どもがいるということでございますが、その現状をどう捉えておられるのか、お伺いいたします。
- 議長（湊俊文） 教育課長。
- 教育課長（植田伸二） 現状としまして、今年度１月末時点における不登校児童生徒数は、小学校１３人、中学校３０人であり、本町の児童生徒数で考えますと、少ない人数ではないと捉えております。また小学校時から不登校であり、中学校となってもその状況が続く傾向が見受けられます。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- ７番（中村忍） どうも中学校に入ってから、また新たに含めて中学生の不登校が多いようにうかがわれます。それでは不登校の子どもたちの現状については、学校環境の変化、家庭環境の変化、勉強へのプレッシャー、コミュニケーションの減少、精神的な問題、多様性の拡大など、様々な観点から考察していく必要があると思います。不登校の子どもはなぜ増えたと捉えておられるのか、お伺いいたします。
- 議長（湊俊文） 教育課長。
- 教育課長（植田伸二） 全国的にはコロナ禍による増加も言われておりますが、本町の不登校の要因としましては、本人によるもの、家庭によるものなど状況は様々で、複合的な要因もございます。増加の原因の特定は難しい状況であると考えています。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- ７番（中村忍） 分かりました。不登校の要因分析というのは大変難しくなっているように受け止めました。目の前の子どもたちの一人一人の現状にきっちり向き合っていくことがますます大事になってきているんだなということを改めて感じたところでございます。次に、国における不登校対策とその取組について伺います。不登校対策については、２０１７年に定められた義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）に基づき、子どもの学びの視点の観点から、文部科学省、教育委員会などの学校設置者や学校において取組が進められています。さらに近年の状況を踏まえ、２０２３年には文部科学省が誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策ＣＯＣＯＬＯプランを取りまとめ、こども家庭庁も文部科学省と連携し、子どもの育ち支援・子育て支援の観点から、地域における不登校の子どもへの切れ目のない支援など不登校対策に取り組んでいます。こども家庭庁の動きを受け、本町ではどのような不登校対策を行っているのでしょうか、お伺いいたします。
- 議長（湊俊文） こども家庭課長。
- こども家庭課長（芥川智成） 不登校児童・生徒の増加を踏まえまして、現在こども家庭庁では、令和７年度から地域における不登校の子どもへの切れ目のない支援体制を構築するため、教育委員会と連携しました首長部局からの支援メニューの開発のため、全国の１１自治体でモデル事業を実施をしております。今後、その中で効果があつた事業を全国展開へとつなげていく意向でございます。よって、今後具体的な支援メニューが国から示されると思いますので、国の動

向を注視しながら対応してまいりたいと考えております。あわせましてCOCOLOプランの中で主な取組の一つであります多様な学びの場、居場所の確保につきましては、本町では不登校をはじめとした支援の必要な児童生徒に対し、家庭や学校以外の場所で安全に安心して過ごすことができる子ども第三の居場所に着手しまして、今年8月の開所に向けて現在準備を進めておるところでございます。開所後は子どもやその家族が抱える課題に応じまして学習支援、生活習慣の形成、相談支援等の包括的な支援を実施してまいりたいと思っております。この第三の居場所が子どもたちにとって居心地のいい場所の一つとなるよう運営をしてまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7番（中村忍） 先ほど課長がご説明くださいました地域における不登校の子どもへの切れ目のない支援事業でございますが、ここで感心させられるのは時期に応じた支援の例を示しておられるところです。といいますのが、不登校で休み始める時期の支援、それから家庭で過ごし休養する時期での支援、回復傾向にあって他者との関わりが増える時期での支援というのを細かく設定されているあたりは今後参考にしたい点だと思います。関連して1点お伺いいたします。3月6日付中国新聞で、新たな子どもの居場所づくりとして、8月にB&Gきたひろハウスを開所すると報道されていました。近年の不登校増を受けて家庭や学校以外の居場所づくりに乗り出すということですが、どのような支援を行われるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） こども家庭課長。

○こども家庭課長（芥川智成） 子ども第三の居場所をまず開設する目的としまして、学校や家庭の中で自分の居場所がないということで、孤独、孤立を招いて成長期に形成することがとても大切な自己肯定感、あと自己有用感等を高める機会を失っておる状況がございます。こうした状況を踏まえまして、子どもが家庭や学校以外で安心・安全に過ごすことができる子ども第三の居場所を開設をいたします。場所は北広島町人権生活総合センター内にあります建物を改修し、名称をB&Gきたひろハウスとして運営をしてまいります。この場所は単に物理的な場だけではなく、子どもやその家庭が抱える課題に応じて包括的な支援を提供する場所にもなっていくと思います。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7番（中村忍） もう1点伺います。子どもたちの自立に向け、どのように取組を進められるのか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） こども家庭課長。

○こども家庭課長（芥川智成） この第三の場所で行います主な支援内容についてお答えをさせていただきます。まずは安心・安全な居場所の提供でございます。あと生活習慣の形成、学習習慣の定着及び学習支援、食事の提供、多様な体験活動、あと先ほど申しました保護者への相談支援、あと個別支援計画の作成等があります。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7番（中村忍） とりわけすばらしいなと思ったのは、個別の支援計画を作成してやるということで、これがまた、こども家庭課と教育課と2つの課が連携して子どもを見ていくような取組になっていくので、この支援計画の作成というのは今後大変大事にしていきたいものだろうと思います。こども家庭庁の動きを受けた取組について説明をいただきましたが、もう一方の文部科学省からはCOCOLOプランが示されました。COCOLOプランが示された目

的や背景をどう捉えておられるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） COCOCOプランは、令和4年度で30万人と急増する不登校児童生徒の急増を背景に文部科学省が従来の対策を見直し、新たな不登校対策として、令和5年3月に取りまとめたものでございます。本プランも踏まえ、不登校対策の一層の充実に取り組むことが求められているものと捉えております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7番（中村忍） 今ありましたが、本当に不登校の児童生徒がここ近年本当に急激に増えていきます。このことに対する驚きをもって、このプランが作成されたんではないかと考えます。COCOCOプランは一口でいうなら、私は学びの保障に向けた不登校対策と言っても過言ではないと思っております。COCOCOプランの目的は、多様な背景を持つ子どもたちへの支援体制を整えて、全ての子どもたちに学びの機会を保障することにあるのではないのでしょうか。これから伺っていくCOCOCOプランの3つの目標にその目指す姿が示されているように思われてなりません。このことは多様性を認めて、個別のニーズに応える教育の在り方を示す重要な取組だと思えます。さて、誰一人取り残すことのない学びの保障を推進するため、COCOCOプランでは3つの目標が設定されています。それぞれの目標に沿った支援の概要及び成果や課題についてお伺いします。1つ目の目標は、不登校の児童生徒が学びたいと思ったときにいつでも学べる環境を整えることです。取組の概要、成果や課題についてお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 不登校の児童生徒への学びの場を確保することや学べる環境を整えることについて、本町におきましては移動型教育支援センターを設置するなど、学校と家庭以外にも寄り添い、支える場所の提供を行っています。また、学校におきましては、不登校生徒の多い千代田中学校には、ステップ教室という不登校生徒が登校しやすくするための教室を設置しています。なお、本人、保護者の希望により、端末を使用しての学校連携も行っています。学習支援の一つのツールとして積極的な活用に努めています。その他、町の取組といたしまして、家庭と学校以外の子どもの居場所づくりとして、先ほどもございました子ども第三の居場所の8月開所を目指して現在準備を進めているところでございます。成果としましては、登校することができても教室に入ることができない場合には、千代田中学校におけるステップ教室のような別室での対応、登校できない場合には移動型教育支援センターへの参加や学校からの定期的な訪問や連絡など、個々の実態に合わせた対応が可能となっています。本人をはじめとして、保護者の思いを伺いながら、個別に丁寧な対応に努めているところでございます。課題としましては、教育支援センターに関わる人員が不足していることが上げられます。また、こうした不登校への取組を行う中で、不登校児童生徒が減少しないことが課題であるとも捉えております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7番（中村忍） 関連してお伺いします。千代田中学校では、ただいまご説明がございましたように、登校できても自分のクラスに入れない生徒が訪れる部屋として校内教育支援センター、ここの学校ではステップ教室と呼んでおられますが、このことの設置が進んでおり、自分のペースで勉強したりゆっくりと過ごしたりできる、そういう場所が整えられているというふうに理解をいたしました。しかし、先ほども課題だとおっしゃったことがございますが、それは関

わる人員が不足しているということでございます。町としても、この人材確保を図っていくために今後どのようにする所存なのか、それをお答えいたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 校内教育支援センター、スペシャルサポートルームと申します。このことについて広島県教育委員会ともしっかり連携を図り、指導いただきながら、人材の確保にもしっかりと情報提供をもらい、先進的な事例などもいただきながら確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7番（中村忍） また、新たな雇用も発生してこようと思いますが、このことにつきましてはまたご準備いただければと思います。さて、COCOLOプランの第2の目標でございますが、これは心の小さなSOSを見逃さず、チーム学校で支援をする不登校の予防に重点を置いた早期支援システムの確立であります。今後の学校の在り方として提示されたチームとしての学校、そういう新たなビジョンをどう捉えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） COCOLOプランでは、チーム学校による児童生徒の心の小さなSOSへの早期支援の推進が示されています。教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが専門性を発揮し、最適な支援につなげることは大切なことであると捉えております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7番（中村忍） それではチーム学校での支援について、以下5点お伺いしてまいります。1点目でございます。1人1台端末でこういった情報を収集しているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 現在1人1台端末を活用した児童生徒の心身の状況把握までは至ってはおりませんが、教職員がどんな小さな気になる行動も見逃さない姿勢で取り組み、心や体調の変化の把握や相談といったことを学校で丁寧に把握をしている状況でございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7番（中村忍） 2点目でございます。チーム学校として取り組むべきアセスメント、児童生徒の心身の把握、心の観察はなぜ重要だと捉えておられるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） アセスメントは、支援の対象となる児童生徒の情報の収集・分析を行い、児童生徒の状況を把握することです。児童生徒にとって必要な支援を行うためには適切なアセスメントをしっかりと行う必要があると考えております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7番（中村忍） 3点目でございます。児童生徒のSOSをどう把握し、どう共有しているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 先ほども述べましたが、全ての学校では、校長、教頭、担任、養護教諭、関係する教職員からなる不登校対策防止委員会を設置し、教職員間で、まずは早期対応に努めるとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの助言も得ながら、定期的

な状況把握、対応について確認を行うとともに、状況によりケース会議を開催するなど組織的な対応に努めております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7番（中村忍） それでは4点目に参ります。小さな変化を見逃さないために保護者に伝えることや、協力を求めていることについてどのように対応しているのか、お伺いをいたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 保護者には学校を通じ、ご家庭で子どもの気になる変化や気づきなどがあつた場合には、どんな小さなことでも連絡帳などで相談、連携いただくようお願いをしています。また、長期休業前には家庭での問題などを相談することのできる少年相談窓口、関係機関の周知を行っているところでございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7番（中村忍） 今4点ほどお伺いいたしましたが、取組の成果や課題についてお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 学校では、校長、教頭、担任や養護教諭、関係する教職員が児童生徒のSOSを見逃さないよう、日頃の健康観察などから気になることを共有し、早期支援につなげるとともに、先ほど申しました全ての学校で不登校防止対策委員会を定期的開催し、情報共有や取組について協議をしています。また、全ての学校でアンケートなども活用し、どんな小さな気になる行動も見逃さない姿勢で取り組んでいます。不登校に悩む児童生徒や保護者に対しては、悩みを抱えないように各学校で個に応じた支援を実施することはもちろんですが、学校以外にも相談できる場所の周知、提供を行っております。具体的には、町のホームページに町教育委員会による不登校相談窓口の案内を掲載するとともに、同様のチラシを町内全小中義務教育学校の児童生徒へ配布を行っています。成果としましては、相談窓口に相談いただくことで移動型教育支援センターの利用につながった事例などがございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7番（中村忍） 大変きめ細かに取り組まれて、その成果も出ているように把握いたしました。しかしながら、心の小さなSOSを見逃さないということは、なかなか容易なことではないと思います。参考にさせていただきたい取組を紹介させていただきたいと思います。岐阜市では、小学校のうちにSOSを出していいんだ。出せば誰かが助けに来てくれるんだという実感を持たせたいと考えて、「ここタン」というアプリを導入して、令和4年度から市内の全小中学生が所持するデジタル端末にインストールされたそうです。子どもたちは、この「ここタン」というアプリを使って、午前と午後に1回ずつ、そのときの体調と気分を入力します。体調は、大丈夫、頭が痛い、おなかが痛い、風邪気味、けが、そのほかの6つから選んでタップし、気分は、とてもよい、よい、普通、悪い、とても悪いの5つから選んでタップします。入力されたデータはクラウド上に蓄積され、教職員が端末上から閲覧して、子どもたち一人一人の心身の状況を把握します。またアプリには「聞いてほしい」というボタンがあり、タップすると、学校のこと、友達のこと、家のこと、そのほかという4つのボタンが出てきて、いずれかを選択すると、教員や教育委員会の職員などが相談に乗ってくれるようになっていきます。この「聞いてほしい」を重要なサインとして対応することで、不登校の予防を図っているそうです。小さな変化やサインを見逃さないことは大事だけど、多くの子どものSOSを見逃さずに発見す

ることは難しいことです。またボタン一つで相談に乗ってもらえる。このココタンというアプリは子どもたちにとってお守り代わりになっているのではないかと思います。COCOLOプランの第2の目標を達成する上でも大変有効なアプリだと思います。どのように受け止めていただいたかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 研究させていただき、勉強させていただきます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7番（中村忍） 3つ目の目標でございます。学校の風土の見える化を通して、学校を子どもたちが安心して学べる場所にするところでございます。3点ほど取組についてお伺いいたします。

1点目です。学校の風土の見える化とはどういうことでしょうか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） COCLOプランの3つ目の目標で、学校の風土の見える化を通して、学校をみんなが安心して学べる場所にすることが掲げられ、児童生徒へのアンケートや学校評価の仕組みを活用して、児童生徒の授業への満足度や教職員への信頼感、学校生活への安心感等の学校の風土や雰囲気を把握し、学校運営を改善することが述べられていると認識しております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7番（中村忍） 学校の風土の見える化をどう進めているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 本町におきましては、類似した把握ツールなどを活用しているため、COCLOプランにおいて周知されている学校風土の把握ツールについての活用の予定はございませんが、町内各校で児童生徒及び保護者を対象に定期的に行っているアンケートや面談などをこれまでと同様に積極的に活用しながら、学校が安心して学べる場所になるよう努めてまいります。あわせましてコミュニティスクールなどと連携をした学校評価の活用についても引き続き推進してまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7番（中村忍） それでは学校の風土の見える化を通して取り組まれた成果や課題についてお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 学校風土の見える化につきましては、町内全校にコミュニティスクール、学校運営協議会を設置しており、学校と地域の連携を図り、学校運営に関する評価をいただいております。児童生徒が安心して学べる環境づくりに取り組んでいるところでございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7番（中村忍） コミュニティスクールをしっかりと活用しているということのように受け止めていただきました。不登校の問題をすぐに根本的に解決するということは難しいことだと思います。しかし誰一人取り残されない学びの保障という、そうした理念を実現するために、COCLOプランで策定された取組を行っていけば、学習の機会を手にする子どもが増えてくると思います。これからを期待いたします。さて最後に、学びの多様化学校のことについて触れさせていただきたいと思います。この本は、表紙を見たときに、あっと思っただけで関心を持った本であります。「風穴をあける学校 不登校生が通う特例校草潤中が切り拓く子どもたち

の未来」という本であります。この本の最初開いたときに、そこには岐阜市の水川教育長の言葉が載っております。そのままちょっと読ませていただきます。「子どもが多様であるという前提に立ち、そこに対応していくのであれば、現状の学校教育システム自体を変えていく必要があります。その意味で、草潤は不登校の子のための学校ではなく、これからの学校の一つの形だと捉えています。」というこの教育長のメッセージに大変関心とか感動がありまして、これ一気に本を読んだんですが、それを踏まえながら質問をさせていただきたいと思います。学びの多様化学校とは、児童生徒の事情に合わせて、授業時間や学習内容を減じることができるのが特徴で、2017年施行の教育機会確保法で、国や自治体による設置が努力義務とされ、2025年には全国に58校設置されています。文科省は300校を目指しております。岐阜市立草潤中学校を立ち上げるとき、不登校になったから仕方なく行くと思われる学校ではなく、学校が一人一人の生徒に合わせることを目指し、ありのままの君を受け入れる新たな形を目指す姿として提案されました。子どもが持つ学習権を大人が守っていくために、これまでにない発想で、全ての授業はオンラインも併用、通学しなくてもオーケー、学校のどこで授業を受けてもオーケー、担任教師は生徒側の選択制、時間割は教師と生徒が相談しながら一緒に決めるなど、学びの多様化学校の中でできること全てを詰め込み、学びたいときに学びたいところで学びたいことを学べる学校になりました。また草潤中学校が最も大事にしているのは、生徒たちの安心できる場所を得て、初めて勉強したいとか、クラスの活動に関わりたいという気持ちになるため、まず、学校を安心な場所にすることだったと言います。特に不登校になった生徒は、その安心が得られなかった経験を経ているから、なおさらのことのようであったということです。一方、いずれの学校も同じですが、どうしたら生徒が前向きな気持ちになれるのか、日々葛藤されながら現在に至っていますが、制度だけで片づけられない課題もあります。学校という場所の当たり前を捉え直してみるくらいの発想と思い切った取組がないと現状は変わらないかもしれませんが、この学びの多様化学校の取組から一般の学校が学ばなければならないことは、どんなことがあると受け止められておられるのでしょうか。教育長の所見を伺います。

○議長（湊俊文） 教育長。

○教育長（増田隆） 「風穴をあける学校」は私も拝読しております。多くの示唆に富んだ内容であるというふうに承知しております。私立ではなくて公立の中学校でやられているというのは特筆すべきことだろうと思いますし、私たちが学ぶことはたくさんあるなとは思いますが、議員ご指摘の学びの多様化学校の取組の中で、とりわけ私たちが学ばなきゃいけないことは、そのまますぐ北広島町で即座に実現するというのは容易なことではありませんが、まず、一般の学校が多様な学びの土台づくりとして取り組まねばならないと思っていることは、子どもは安心できる場所を得て初めて勉強したいとか、クラスの活動に関わりたいという気持ちになる。まずは学校を安心な場所にするというふうに本には書いてありました。まさにそこは極めて同感であります。本町でも安心・安全な学校づくりを教育活動や学校経営の基盤に据えて、学校施設・設備等の物理的安全性はもとより、児童生徒、教職員の心理的安全性の確保に向けて町内の全公立学校で取り組んで努めているところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7番（中村忍） 終わりになりますが、不登校という社会課題に対して社会的な認知も進み、教育機会確保法が制定されたことで、学校や民間団体と学校や行政との連携が始まっております。しかし、不登校35万人に加え、不登校傾向も含めると60万人とも言われる子どもたちの数

に対し、学校に代わる居場所や学びの場は足りておらず、学習権が保障されていないことが大きな課題であります。本町においても、不登校であっても様々な場所や方法で学ぶことができる学びの選択肢が拡大されることと、不登校にならなくてもいいように既存の学校が変容していくことの両輪がきっちり機能し、かみ合っていくことが一層求められていくと考えます。今後に向けて、教育長の所見を伺います。

○議長（湊俊文） 教育長。

○教育長（増田隆） 先ほど課長の答弁にもありましたが、不登校の背景には、本当に人間関係の悩み、学校への不適応等含めて100人いれば100通りの背景、原因があると思われています。それらを踏まえると、これからの学校には画一的な教育ではなく、個々の興味や関心、特性に応じた個別最適な教育が求められています。本町で、都市部のような多種多様な学びの選択肢、文部科学省通知だと、教育支援センター、不登校特例校、フリースクール、夜間中学等々がありますが、それを準備することは容易ではありません。本町での具体的な柔軟な学校の対応で言えば、不登校の児童生徒を対象にした教育支援センターの取組、事業では、実体験の不足を補うためのバーチャルリアリティ、VRを活用して、あたかもその場にいるようなリアルな教育学習環境を提供する。いわゆるリアルな体験とオンラインなどのバーチャルな学習の融合等も試行を始めていきたいというふうに思っています。例えばバーチャルで外国の街の中にいるような環境の中で英語の勉強をするだとか、日本のお城の中で歴史の勉強をしたような、リアルとバーチャルですね。そこを組み合わせたような学習はとても大事だというふうに思いますし、そういうようなことは考えていかなきゃいけないなというふうに思っています。それから保健室登校、別室登校、それから短時間登校なども出席扱いというふうに既にしておりますし、心の相談体制では、スクールカウンセラーの活用や、必要に応じた専門医療機関との連携による相談体制づくりも行っております。子どものSOS、サインを見逃さずに丁寧な対応に努めているところです。最後に今後大切にしていかなきゃいけないと思うことは、物事の価値とか生き方が多様化してきた今日にあって、不登校生徒をはじめ全ての子どもたちにとって、個に適した学びの選択肢を提供して、子どもたちがそこから自己選択で選んで、それで学び続けること。それで、自らの人生をより豊かに生きることができる力をつけることが今後の学校教育をはじめ全ての教育に求められているというふうに考えているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7番（中村忍） 今後に向けて力強いメッセージをいただいたように思います。支援や学びがまだまだ届かずに将来に不安を募らせている子どもや保護者はまだまだ少なくありません。どの子ども安心して社会とつながって生きていくための力を養える、本町の実態に合った環境を一刻も早く育てていただきたいと思います。今後のますますのきめ細かい支援を期待し、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（湊俊文） これで中村議員の質問を終わります。ここで暫時休憩を取ります。2時45分までといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 35分 休憩

午後 2時 45分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。9番、伊藤立真議員の発言を許します。

○9番（伊藤立真） 9番、伊藤立真です。今日はさきに通告しております学校部活動の地域展開の進捗について質問をしております。ご覧になった方もあると思いますけども、今週の月曜日16日ですけども、朝のNHKのトーク番組で、学校部活動の地域移行が取り上げられ、来年度から部活動が変わる、休日の部活動を地域でするようになる。こういった言い回しで、学校での部活動を廃止した自治体やクラブチームの活動、課題などについて紹介番組がありました。一昨年の3月定例会、9月定例会、昨年の9月定例会で、学校部活動の現状や地域移行取組への考えを問うとして、学校部活動の現状や課題、懸念、本町における取組について質問をいたしました。前回の質問の中で、本町では、学校部活動の地域移行に向けたスケジュールとして、令和4年12月にスポーツ庁、文化庁で策定されたガイドライン、これで示された改革推進期間、これを根拠に令和8年度をめどに休日部活動の地域展開を目指し、町内各地域の総合型スポーツクラブ、スポーツ協会、町内スポーツコミッション、町立中学校及び義務教育学校、スポーツ推進委員協議会、山県郡中体連で構成された学校部活動地域移行協議会が開催され、協議を踏まえ、昨年4月に各学校のPTA総会等に合わせて学校部活動の地域展開について説明したと答弁がありました。また、スポーツ団体等の広報事業、Enjoyきたスポの推進や活動しているスポーツ団体等の情報提供もしているというふうなことがありました。しかしながら、昨年9月の一般質問以降、町立中学校及び義務教育学校にお子さんが通われている保護者や家族の方から、これからの部活動はどうなるのか、どうすればいいのかなどと切実な相談を受けています。これまでの質疑応答やスポーツ庁等の動向から、対応が難しい中で、町として懸命に対応されていることは承知しておりますが、言い換えれば、地域展開について保護者はもとより、地域へ情報が行き届いていないことも事実であり、これまでも増して保護者や家族、地域への情報提供や丁寧な説明が必要です。今回の一般質問では、改めて町の現状を見つめ、本町がどのように学校部活動の地域展開を進めていこうとしているのか。これまでの取組の進捗状況の確認を含め、質問をしております。まず、昨年9月の一般質問で、本町公立中学校の部活所属人数は、平成30年度で418名、令和7年度では296名で、約30%減少という答弁がありました。今回さらに踏み込んで令和8年度以降、令和13年度までの各地域の中学生及び義務教育学校後期生の人数動向を伺います。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 町内地域別の中学生及び義務教育学校生の人数動向見込みでございます。芸北地域における令和8年度から13年度までの生徒見込み数は、それぞれ30人、28人、26人、22人、23人、22人です。大朝地域では、令和8年度から、34人、39人、42人、45人、39人、38人です。千代田地域では、232人、219人、213人、204人、227人、219人です。豊平地域では57人、56人、51人、50人、45人、49人です。全体では、令和8年度の366人から令和13年度には328人と38人減少する見込みでございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） 今、令和13年度までの人口動向の紹介をいただきましたが、手元に令和19年度までの数字もごさいます。令和19年度になりますと、芸北地域で19名、大朝で30名、豊平で22名、千代田で163名というふうなことになっておるようです。見込みです。大体30人を切ると、1クラス当たり1桁の生徒数になる見込み、これからどんどん厳しさが増していくという状況が見てとれようかと思います。本町の学校部活動の地域展開については、学校部活動地域移行検討協議会での協議から、昨年4月に各学校で、まずは休日の部活動から段階的に地域に展開する。令和8年度をめどに可能な部活動から地域展開を目指す。また、Enjoyきたスポの推進や情報提供をお願いしたと、昨年9月の一般質問で答弁がございました。第1回が令和6年12月24日に開催されたこの検討協議会の協議のその後の進捗状況について伺います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） これまでに協議会を令和6年度に2回、令和7年度に3回、合計5回開催しております。その中で、まず、部活動を地域での活動に展開していくことの確認を行っております。その後、地域の現状、Enjoyきたスポの状況、中学校PTAや新入生説明会、国や県の状況、実証事業などの諸説明や協議を行っております。また、大きな柱といたしまして、北広島町の土日の部活動を地域に展開する時期を令和10年3月末にすることを協議会で決定をしております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） 今の答弁から、9月の一般質問の答弁、8年度をめどにということから10年度末ということで、これは改革実行期間に合わせた変更ということで受け取らせていただきます。さて、学校部活動地域移行検討協議会とEnjoyきたスポ掲載団体、この情報共有とか連携、これは行っていますでしょうか。行っていればどのようにされているのか伺います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） まず現在、Enjoyきたスポの登録数でございしますが、29団体でございします。Enjoyきたスポの登録団体で、地域展開の活動の場を提供いただける団体、今後受入れが可能な団体など、実施状況の聞き取りや協力をお願いをさせていただいておるところでございします。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） 検討協議会とEnjoyきたスポ掲載団体との情報共有や連携はどうしているのかというのを伺っております。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 先ほど申し上げました部分でEnjoyきたスポで受入れをしていただけるかという情報共有のみになっておりまして、検討協議会での内容というのは、ほぼ構成員の中に総合型とかスポーツ協会の代表もいらっしゃいますので、共有の面で言いますと、共有はできているものと認識をしております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） ちょっと確認なんですけども、先ほど回答にありました実施状況の聞き取りや協力をお願いというのは町が行っているということですか、検討協議会が行っているということですか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 検討協議会の事務局、まちづくり推進課になりますが、私どものほうで確認をさせていただいております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） 学校部活動の地域展開について、生徒や保護者の方にE n j o yきたスポを推進することで、活動の場や指導者確保を図る考えだとの答弁が昨年の9月定例会でありました。子どもたちが地域展開につながる形でE n j o yきたスポ掲載団体に参加しているかどうかの動向を伺います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 各地域の中学生がE n j o yきたスポの掲載団体に参加しており、地域の方々の指導を受けたり、コミュニティの一員としてスポーツと一緒に楽しんだり、スポーツをする場の提供になっていると考えております。E n j o yきたスポの掲載団体への参加状況でございますが、大朝地域では、卓球、バレーボールの2団体、芸北地域では、軟式野球、バレーボール、アルペンスキー、クロスカントリースキーの4団体、豊平地域は、軟式野球、ソフトテニス、剣道、そば打ちの4団体、千代田地域は、陸上、バスケットボール、サッカー、バレーボールの4団体となっております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） 今、掲載団体への参加状況ということだったんですけども、先ほど紹介があったE n j o yきたスポ29団体の中で、中学生とか義務教育学校後期生、これを参加対象にしている団体、これは24団体になろうかと思えます。5団体は中学生の年齢を対象にしてないという団体です。技術レベルで大会を目指すところまでやりますよという団体は9団体です。そのうち土曜日の活動をしている、これ大会レベルを目指すとしている団体は4団体、町内全域ですよ。このような状況で、休日の部活動展開になっている団体、これはどういうふうに今お考えか、伺います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 現在、休日で受入れをしておられる団体は、先ほど言われた部分で全てではございませんが、休日の受入れを見越して平日実施されている団体もございますので、先ほども申し上げましたが、令和10年の3月末までには移行できるように各地域で計画づくりをしていただくよう予定しておるところでございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） 今、休日の活動が少ないという状況の中で、これからしっかり取組を進めていくという理解でよろしいですね。はい。保護者の方や家族の方から、これからの部活動どうなるのか、どうすればいいのかという切実な相談を受けているというのは冒頭申し上げました。この学校部活動の地域展開について、北広島町のホームページ上に情報を掲載されているかどうか伺います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 現在E n j o yきたスポの充実が推進の一翼を担うと考えておりまして、E n j o yきたスポにつきましては登録情報をホームページのほうへ載せております。検討委員会での協議等していただきました状況につきましては、広報紙で広報を行っておりますが、現在のところ、ホームページでの公表には至っていない状況でございます。今後、

検討協議会での協議内容等ホームページでお知らせできるよう努めてまいります。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） 今、回答があったとおり、学校部活動の地域展開をキーワードに検索しましたが、具体的な取組を示すものや、検討協議会の経過などは一切出てきておりません。Enjoyきたスポについては登録情報等掲載されているのは確認をしております。令和6年に学校部活動地域移行検討協議会が開催されて、5回も開催されている、その後。これらの情報をいまだに掲載していないのはなぜと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 検討協議会の活動状況掲載につきましては、議員も言われたように、ご紹介ができておる状況ではございません。その反省点も踏まえまして、今後なるべく早めに公表ができるように努めてまいれればと思っております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） なるべく早めにということであれば、すぐにでも取り組んでいただきたいと思います。中学校及び義務教育学校にお子さんが通われている保護者の方、家族の方、地域でクラブ活動されている方をはじめ広く町民に分かりやすい情報提供をもっとすべき、まだホームページ掲載されてないので、これをもっとすべきだと思いますが、その思いはいかがですか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 先ほど答弁させていただきました部分と重複するかもしれませんが、議員の言われるとおり、町民や生徒、保護者の方に広く情報を提供すべきと考えます。現在のところ、先ほども申し上げましたが、広報紙のみでの周知になっておりますので、先ほども申し上げましたが、ホームページ等活用して情報提供を実施してまいります。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） 質問が重なったんですが、これはぜひとも早く公開していただきたいという思いがあって、多少重なったんですけども、質問を重ねてさせていただきました。さて、今回の定例会の行政報告によりますと、学校部活動地域展開について、新入学生に対しての説明会を2月9日に大朝中学校、10日に千代田中学校、13日に芸北中学校で行ったと。10分から15分程度、質疑の時間を設けたが、質疑はなかったということでしたが、豊平学園で行っていないのはなぜかというのを伺います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 中学校への新入学生に対する説明会ということで、先ほど議員も言われましたが、大朝、千代田、芸北につきましては、そのときにお時間をいただいて説明をしております。豊平学園につきましては、特に中学校という説明会を設けていらっしゃらなかったで、その部分で抜けております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） 義務教育学校が理由で行っていないということになるんですか。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 補足をさせていただきます。豊平学園義務教育学校につきましては、12月の期末PTAで、学校部活動地域展開に関するご説明を1年生から9年生の保護者にさせていただきました。2月の入学説明会の内容と同様のものを12月にさせていただいております。そこに、ですから6学年、7学年に上られる保護者の方がおられたので、2月に実施

をしております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） はい了解しました。豊平学園だけされていないと大変なことやなと思ってたので、そのあたりが確認できてよかったです。さて、文部科学省のサイトを見ると、令和7年度地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業、実施予定先、これ令和7年7月時点ですけども、実施自治体数は670市区町村、地域文化クラブ活動への実施予定先、これは251市区町村で、広島県では地域スポーツクラブ活動8市町、地域文化クラブ活動は、2市が実施予定先となっており、地域スポーツクラブには北広島町が入っております。ちなみに三次市では中1、中2を対象にした野球と吹奏楽のクラブ体験会を2月上旬に開かれたと。これは中国新聞にも載ってたことですけども、北広島町、これはスポーツクラブのほうはありますが、地域文化クラブ活動実証事業には掲載がありません。これらの実証、事業実施はどういうふうな経過で申請なり選定なりされるんでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 現在、部活動の多数を占めておりますスポーツ部活動について実証実験を実施することとしております。文化クラブにつきましては、例えば吹奏楽部など指導者確保などの観点からも、地域での指導や受入れが難しいものなどは今回の事業では実施をしております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） ちょっとスポーツとは違って文化のほうは受入れとか指導者が難しいということで、手を挙げていないというふうなことです。では、北広島町地域スポーツクラブ活動整備事業ありますよね。この事業は、実証事業実施で行われているということでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 議員言われますように、令和7年度につきましては実証事業を活用して、地域スポーツクラブ活動体制整備事業を実施しております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） この事業のうち、Enjoyきたスポに登録団体のうち何団体に助成をされているのか、伺います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 29団体中24団体でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） 24団体にということですね。令和8年度もこの事業は継続されるのか、伺います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 国において、令和8年度につきましても、部活動の地域展開等推進事業として予算化されております。町におきましても事業への仮申請を行っているところでございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） 仮申請を行っているということですね。またちょっこの事業予算のことについては後ほど伺っていきたいと思います。ちょっと触れたいと思います。学校部活動の地域

展開は文部科学省のホームページによると、ニーズに応じた多種多様な体験、生徒の個性、得意分野等の尊重、垣根を越えた仲間とのつながり、地域や幅広い世代との豊かな交流、良質な指導、学校段階にとらわれない継続的な活動や一貫的な指導などが期待されていると記載されております。これまで部活動改革に関する実行会議の最終取りまとめなど度々取組への指標が示されてはおります。令和7年12月に文部科学省が発表した部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン、この概要では、令和8年度から令和10年度の改革実行期間前期に、休日について全ての学校部活動の地域展開を目指すとしており、11年度から13年度の実行期間後期に向けて各種課題を解決しつつ、平日展開に向けたさらなる改革を推進するということを明記しております。この中で国が示す要件等に基づき市区町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組みを構築すると明記をしております。地域展開の円滑な推進については、市区町村等が改革の責任主体を掲げ、中学校等や関係団体等、学校、民間企業等との連携、運営実施主体の体制整備や移動手段の確保、生徒安全確保などを明示しているほか、地域クラブ活動への参加促進のための情報提供や生徒のクラブ運営等への参画なども示しております。適切な指導及び安全・安心の確保などを示した部活動の在り方や生徒の参加機会確保などを示した大会等の在り方、さらには従事を希望する小学校教師や高校、特別支援学校教師等の兼職・兼業にも言及をしております。この中で、地域クラブ活動に関する認定制度については、認定スキーム、これスキームって分かりにくいので、行動計画です。について、認定要件として、活動の目的や活動時間、参加費や指導体制など7項目が具体的に示されており、市区町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組みの構築をするよう明記しております。本町ではどのように対応していく考えなのかを伺います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 議員の言われるとおり、昨年12月に文部科学省が部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインを示されました。その中で、各市町村が地域クラブ活動の認定を行う仕組みを構築するとされており、認定の効果として、先ほど申されましたが、大会などへの円滑な参加、財政支援などの公的支援等が想定されております。これから認定制度がどのようなのか確認を行いながら、最終的な判断をさせていただければと考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） これから認定制度がどのようなのか確認を行いながらという回答いただきましたが、認定制度そのものの内容については既に具体的なものが細かく示されております。これはもう文科省のホームページご覧いただいたら、もう既にご覧になってると思いますけれども、これを本町でどのように進めていくかという段階にもう入ってるんだというふうに思います。確認をしてということよりも、これらの具体的な例、具体的なものを示されている中で、本町でどのようなスキーム立てていくのかということになっている段階だと思いますけれども、もう一度考えを伺います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 文科省が示されましたガイドラインも参考に事業を進めていかなければいけません、現在取り組んでいただいております地域展開に協力していただいている団体等、活動が難しくなるようではいけませんので、そこら辺も踏まえて検討をさせていただければと思います。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） 認定制度、様々な条件が示されているのでなかなか難しいと思いますが、既に形を整えて実施している自治体も当然ございます。その辺も後ほど紹介していきたいと思います。市区町村等が改革の責任主体と掲げられていることについてはどうお考えでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 本町の部活動に関する地域展開につきましては、責任の主体は北広島町であると考えております。ガイドラインの中に国としての取組方針の提示、地方公共団体への支援、都道府県のリーダーシップとも記載をされており、国や県と連携を取りながら地域展開を進めてまいればと考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） 国や県と連携を取りながらと言ってもなかなか、県の動きも鈍いなというのも実感されていることだと思いますし、国のほうもところどころ言ってくるのが変わってきてる。こういった中で、町が振り回されることのないように、しっかり町としてのビジョンを持っていたきたいなというふうに思います。この中で、従事を希望する小学校教師や高校、特別支援学校教師等の兼職・兼業についてはどのようにお考えか、伺います。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 地方公務員である公立学校の教職員は、本人が希望する場合であって、地方公務員法第38条や地方公務員特例法第17条等の規定に基づき、サービスを監督する教育委員会の許可を得た場合には兼職・兼業を行うことが可能です。さきのご質問にもございました、地域クラブ活動の認定制度を活用した場合には、さらなるクラブ活動への従事を希望する教職員への積極的な許可が期待されているものと認識をしております。一方で、兼職・兼業を希望しない教職員には無理に希望させられることがないよう、本人の意思等をよく確認する必要があります。兼職・兼業を希望する教職員にも時間外在校労働時間と地域団体における労働時間の通算を45時間以内とし、上限時間まで業務を行うことを推奨しないなど、教育委員会として教職員の心身の健康確保に向けた服務監督を行う必要がございます。希望される教職員さんには、法に抵触しない限り、可能な限り支援、サポートは行ってまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） この先生、教師による兼職・兼業、なかなかハードルが高いなということと、これかなり地域差がある、自治体間ですね。やってもいいよという先生ばかりなんですっていう自治体があるというのを聞いた一方、全くやりたくないからという先生が多い、教師が多い、こういったところもいろいろこれからの課題になるんだろうなというふうに思っております。さて、国は部活動の地域展開等推進事業として、1、部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進、2、平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応、3、中学校における部活動指導員の配置支援、4、地方公共団体への伴走支援と安全安心・質の高い指導の担保及び地域における新たなスポーツ環境の構築等に対して、補助率は10分の10、2分の1、3分の1と内容によって異なりますが、令和7年度補正予算82億円、令和8年度予算案、これは57億円、計139億円を上げているというふうに示されております。これらを利用して、本町の学校部活動の地域展開をさらに進める考えや計画があるか、伺います。

- 議長（湊俊文） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（小椿治之） 先ほど答弁させていただきました部分と重複するかもしれませんが、令和8年度につきましては、現在仮申請を行わせていただいているところでございます。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 9番（伊藤立真） 仮申請をしているということなのですが、これ本申請はいつされるんでしょうか。
- 議長（湊俊文） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（小椿治之） 現在まだ、申請をいつまでにしなさいという情報は入っておりません。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 9番（伊藤立真） 新年度予算案が今、審議、参議院でされてるので、衆議院も通ってるので、もうある程度分かっているんじゃないかとは思いますが、ちょっと確認ですけど、現段階で、本町の新年度予算に組み入れてるかどうか確認をします。
- 議長（湊俊文） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（小椿治之） 今年度も6月補正でお願いをする格好になって事業を進めておりますが、今後補正でお願いする格好になろうかと思えます。当初には入っておりません。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 9番（伊藤立真） 6月の補正でということですが、Enjoyきたスポの団体で行われている活動、これ補正までの間もずっとされてるわけですよね、継続されて行われていくわけですけども、この間はこういうふうな財政措置というか支援行われるんでしょうか。
- 議長（湊俊文） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（小椿治之） 現段階でははっきりしたものは決まっておりますが、やっ
ていただいている団体に損がないように検討はさせていただければと思います。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 9番（伊藤立真） すみません、損がないように検討というのはよく分からないんですけど、もうちょっと説明いただけたら助かります。
- 議長（湊俊文） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（小椿治之） すみません。言い方がまずかったので訂正させていただきますが、今取り組んでいただいている団体に対して、また検討協議会等でも協議をさせていただきますが、活動が停滞しないように考えていければと思っております。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 9番（伊藤立真） なかなか財政的なものははっきりしてない状況のようなんですけども、町全体として進めるのであれば、しっかりその辺も手当てを考えてこの地域展開がしっかり進むように取組をしていただきたいというふうに思います。学校部活動の地域展開に取り組む例として岐阜県北方町、人口約1.8万人ですから、ほぼ本町と同じ規模ですけど、平日の子どもたちのスポーツや文化活動に場を確保し、教員負担を減らす新たな取組として、平日部活動を生徒会活動に位置づけ、生徒会が主体的に運営、教職員の役割は安全管理、生徒会の運営サポート、中体連対応とした仕組みを令和7年度後期からスタートさせ、休日は地域の社会人指導者・保護者・学校・教育委員会が共同運営する地域クラブで活動するというふうなことをされ

ております。また1月23日に広島市内で開催された部活動の地域展開フォーラム2025広島で、北海道安平町、これ人口7000人です。井内教育長から、子どもたちの体験格差解消を目的に、やりたい人、できる人へ、とにかく移行すると。多世代のスポーツ・文化環境をつくり、「子どもたちのやりたいことができなくなってしまう。」「環境をちゃんと守る。」そういった危機感を覚えた少年団指導者がNPOを設立し、このNPOが環境構築、これを委託を受けて、令和7年度で部活を廃止し、現在8活動、陸上、野球、バレーボール等々、平日を含めて完全移行で実施をしており、教員は兼職・兼業、有償指導として持続可能なスポーツ・文化環境の構築をしているとの活動報告がありました。これらに共通しているのは、他の事例を参考にして考えるのではなく、自分の町でどうすれば子どもたちを含め地域の持続可能なスポーツ・文化環境を整えることができるのかをしっかりと話し合い、考えて実行していく。こういった姿がはっきり示されている形だというふうに思っています。以前にも申し上げましたが、学校部活動の地域展開は、かつてない教育現場における大きな改革、変化です。本町では、まずは休日の部活動の地域展開にできるところから進めるということで取り組まれておりますが、学校部活動の地域展開がこういったものなのか、広く認識してもらえていない。現在ですね。また、子どもたちの思いや希望にEnjoyきたスポの現状や地域、学校との連携がまだまだ追いついていないんじゃないか。そういう感じを強く受けています。待ったなしの状況にある本町の状況から、改めて教育長、町長の所見をお伺いします。

○議長（湊俊文） 教育長。

○教育長（増田隆） 議員ご指摘のように、またはまちづくり推進課長が答弁させていただいたように、この部活動の地域展開については、人・物・金の全てに課題が大変多くあります。特に中山間地域の我が町などでは指導者ですよね。結局、人のリソースがなかなかない中で、最後は学校の先生に頼まにゃいけないんじゃないかというようなこともずっと考えているところがありますし、でもそのためには45時間という縛りがありますので、これ月45時間ですから、1日に2時間、全部ひっくるめての時間ですから、とても難しい。そうなったら教育課程に組み込むしかないのかなということも考えてはいますが、まだこれ全然コンセンサス得ておりません。そういう中で、現状の中で考えるとしますと、まちづくり推進課と連携をして、協議会での協議を基に、それから国、県のスケジュール、これは出しておりますので、そこに基づいて、取りあえずは土日、令和10年までにはやろうと。これ前倒しもオーケーですから、もう既に大朝地域なんかでやっていただいておりますし、そういったことを進めていくしかないのかなというふうに思っているところでございます。地域によって、またはその種目によって、進捗に随分違いがあるのも事実でございますが、新年度の4月から、先ほどご心配いただいたんでありますが、各中学校等中心にしっかりと説明をさせていただいて、ご理解をいただきながら参加を募っていきたいというふうに考えております。Enjoyきたスポも、これ本当に今29、これも本当に実はよく頑張って集めてきたなという、その数ではありますが、もちろん都市部に比べたら全然足りません。神戸なんかや大きな町では、本当にもう100、200という数が集まっていますので、そこに比べたら、子どもの選択肢が確かに少ないのも事実であります。そんな中でどうやってやっていくかっていうことを考えていくしかないというのがあります。ですから今後も新規登録を募っていく活動もしっかり続けていきたいと思っております。待ったなしの状況であることのご指摘、十分理解をしておりますが、子どもたちが安心して参加できて、指導者とも十分これ連携ができないと、本当に子どもが間に挟まって困った

りみたいなのも過去にいろいろありましたので、円滑なスタートが切れるように丁寧に取り組んでいるところでございますので、その辺についてはご理解をいただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） クラブ活動の地域移行化につきましては、何回も質問いただいて、私も実態自体、細かいところまでは理解してない部分もあったんで、よく理解できたように思います。国のほうもいきなりそういう方向で地方公共団体のほうへ投げられてもなかなか難しいところはあるというふうに思いますし、広島県は中国地方でも県がかなり主体になってやっているとところもあるわけでありますが、広島県の場合、残念ながらそういう形になってない状況の中で、町として、どう動いたらいいのかというのは、なかなか決めるにくいところもあるわけでありまして、ここまで来たら腹を決めて、しっかりやっていきたいというふうに思っています。完全に保護者なり子どもたちが満足できるような形にはなれないかも分かりませんが、精いっぱいのところはやっていきたいというふうに思っています。私の人生の中でも、中学校、高校は、やっぱりクラブ活動が非常に大きなウエートを占めていたような気がしますので、そういう面でも、今の子どもたちにもそういう体験の経験が必要だろうというふうに思いますので、そういう意味ではもう少し前向きに進めていきたいというふうに思います。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） 今、教育長、町長のほうから思いを語っていただきました。本当に部活動の地域展開の在り方、子どもたちや保護者交え、しっかり議論、検討して、本町の子どもたちの思いが少しでも思いの形に近づいていけば、スポーツをキーワードにしたまちづくりを体现することにつながっていくと思います。まちづくり推進課、教育課ともに連携をしっかり取っていただいて、協議会との連携もしっかり取っていただいて、保護者の理解もしっかり得ていただいて、国の補助が10分の10ばかりではありませんが、そこは10分の10になるように、しっかりそちらのほうも要望していただいて、生徒や保護者もちろん、広く地域の方々に本町の将来に向けたまちづくりに関わっていただける機会と、大きな機会の一つと捉えて、これからも町の動きをしっかり注目していきたいと思います。ともに頑張っていけたらと思いますので、引き続きしっかり取組をしていただけたらということを申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで伊藤立真議員の質問を終わります。お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、明日19日に延会したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会とします。なお、明日の会議は午前10時から本日に引き続き一般質問を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3時 35分 延 会

~~~~~ ○ ~~~~~